

総務委員会資料

1 令和7年第4回定例会提出予定議案の説明

(6) 議案第180号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和7年11月21日

総務企画局

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第1条関係】

改正後	改正前
○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (通勤手当) 第7条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃	○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (通勤手当) 第7条の2 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。） (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃

改正後	改正前
等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u> キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700円</u> ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員

改正後	改正前
<u>22,800円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700円</u> (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 前項の規定にかかわらず、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で人事委員会規則で定めるものの通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第2号に該当する職員 前項第2号に定める額に2,500円を加算した額 (2) 第1項第3号に該当する職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に2,500円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に2,500円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額 4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつて	<u>21,600円</u> ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400円</u> コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200円</u> サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000円</u> シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800円</u> ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600円</u> (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額 3 前項の規定にかかわらず、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で人事委員会規則で定めるものの通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第2号に該当する職員 前項第2号に定める額に2,500円を加算した額 (2) 第1項第3号に該当する職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に2,500円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に2,500円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額 4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつて

改正後	改正前
は、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の翌月の人事委員会規則で定める日に支給する。 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （宿日直手当） 第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,700円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>6,400円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、5時間以下の勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、<u>2,350円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>3,200円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 前項の勤務は、第9条第1項、第10条第2項及び第11条の勤務に含まれないものとする。 （期末手当） 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについて	は、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の翌月の人事委員会規則で定める日に支給する。 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 （宿日直手当） 第13条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき<u>4,400円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>6,100円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、5時間以下の勤務を命ぜられた場合の宿日直手当の額は、<u>2,200円</u>（人事委員会規則で定める特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、<u>3,050円</u>）を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 前項の勤務は、第9条第1項、第10条第2項及び第11条の勤務に含まれないものとする。 （期末手当） 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについて

改正後	改正前
も、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の72.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。 6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当） 第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。	も、同様とする。 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の70</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。 5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。 6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当） 第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。

改正後	改正前
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の50</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

改正案

105	343,700	382,700	409,100	447,800				
106	344,000	383,100	409,500					
107	344,300	383,500	409,900					
108	344,600	383,900	410,300					
109	344,800	384,300	410,800					
110	345,100	384,700	411,200					
111	345,400	385,100	411,600					
112	345,700	385,500	412,000					
113	345,900	385,900	412,500					
114	346,200	386,300	412,900					
115	346,500	386,700	413,300					
116	346,800	387,100	413,700					
117	347,000	387,500	414,200					
118		387,900	414,500					
119		388,300	414,800					
120		388,700	415,100					
121		389,100	415,500					
122		389,400	415,800					
123		389,700	416,100					
124		390,000	416,400					
125		390,100	416,800					
126		390,200	417,100					
127		390,300	417,400					
128		390,400	417,700					
129		390,600	418,100					
130		390,700	418,400					
131		390,800	418,700					
132		390,900	419,000					
133		391,000	419,400					
134		391,100	419,700					
135		391,200	420,000					
136		391,300	420,300					
137		391,400	420,700					
138		391,500						
139		391,600						
140		391,700						
141		391,800						
142		391,900						
143		392,000						
144		392,100						
145		392,200						
146		392,300						
147		392,400						
148		392,500						
149		392,600						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現行

105	333,700	372,300	398,700	437,300				
106	334,000	372,700	399,100					
107	334,300	373,100	399,500					
108	334,600	373,500	399,900					
109	334,800	373,900	400,400					
110	335,100	374,300	400,800					
111	335,400	374,700	401,200					
112	335,700	375,100	401,600					
113	335,900	375,500	402,100					
114	336,200	375,900	402,500					
115	336,500	376,300	402,900					
116	336,800	376,700	403,300					
117	337,000	377,100	403,800					
118		377,500	404,100					
119		377,900	404,400					
120		378,300	404,700					
121		378,700	405,100					
122		379,000	405,400					
123		379,300	405,700					
124		379,600	406,000					
125		379,700	406,400					
126		379,800	406,700					
127		379,900	407,000					
128		380,000	407,300					
129		380,200	407,700					
130		380,300	408,000					
131		380,400	408,300					
132		380,500	408,600					
133		380,600	409,000					
134		380,700	409,300					
135		380,800	409,600					
136		380,900	409,900					
137		381,000	410,300					
138		381,100						
139		381,200						
140		381,300						
141		381,400						
142		381,500						
143		381,600						
144		381,700						
145		381,800						
146		381,900						
147		382,000						
148		382,100						
149		382,200						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

改正案

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	180,700	193,700	257,500	278,800
	2	181,700	195,100	259,000	280,300
	3	182,700	196,500	260,500	281,800
	4	183,700	197,900	262,000	283,300
	5	184,600	199,300	263,300	284,800
	6	185,800	201,000	264,800	286,800
	7	187,000	202,700	266,300	288,900
	8	188,100	204,400	267,800	291,000
	9	189,100	206,000	269,200	292,900
	10	190,200	207,800	270,700	294,500
	11	191,300	209,600	272,200	296,100
	12	192,400	211,500	273,700	297,700
	13	193,700	213,300	275,200	299,400
	14	195,100	215,100	277,200	301,000
	15	196,500	216,900	279,200	302,600
	16	197,900	218,600	281,200	304,200
	17	199,300	220,300	283,300	305,800
	18	201,000	221,900	284,900	307,400
	19	202,700	223,500	286,500	309,000
	20	204,400	225,100	288,100	310,600
	21	206,000	226,800	289,700	312,000
	22	207,800	228,400	291,300	313,600
	23	209,600	230,000	292,900	315,200
	24	211,500	231,600	294,500	316,800
	25	213,300	233,200	296,100	318,200
	26	215,100	234,800	297,600	319,700
	27	216,900	236,400	299,100	321,200
	28	218,600	238,000	300,600	322,800
	29	220,300	239,600	302,200	324,300
	30	221,900	241,200	303,500	325,800
	31	223,500	242,800	304,800	327,400
	32	225,100	244,400	306,100	329,000
	33	226,800	246,000	307,400	330,400
	34	228,400	247,600	308,700	331,900
	35	230,000	249,200	310,000	333,400
	36	231,600	250,800	311,300	334,900
	37	233,200	252,400	312,400	336,300
	38	234,800	253,800	313,700	337,800
	39	236,400	255,200	315,000	339,300
	40	238,000	256,600	316,300	340,800
	41	239,600	257,900	317,400	342,200
	42	241,200	259,300	318,700	343,700
	43	242,800	260,700	320,000	345,200
	44	244,400	262,100	321,300	346,700
	45	246,000	263,400	322,400	348,100
	46	247,600	264,800	323,700	349,600
	47	249,200	266,200	325,000	351,100
	48	250,800	267,600	326,300	352,600

現行

別表第2（第3条関係）

行政職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	168,400	181,400	245,900	266,600
	2	169,400	182,900	247,400	268,100
	3	170,400	184,400	248,900	269,600
	4	171,400	185,900	250,400	271,100
	5	172,300	187,300	251,700	272,600
	6	173,500	189,000	253,200	274,600
	7	174,700	190,700	254,700	276,700
	8	175,800	192,400	256,200	278,800
	9	176,800	194,000	257,600	280,700
	10	177,900	195,800	259,100	282,300
	11	179,000	197,600	260,600	283,900
	12	180,100	199,500	262,100	285,500
	13	181,400	201,300	263,600	287,200
	14	182,900	203,100	265,600	288,800
	15	184,400	204,900	267,600	290,400
	16	185,900	206,600	269,600	292,000
	17	187,300	208,300	271,700	293,700
	18	189,000	209,900	273,300	295,300
	19	190,700	211,500	274,900	296,900
	20	192,400	213,100	276,500	298,500
	21	194,000	214,800	278,200	300,000
	22	195,800	216,400	279,800	301,600
	23	197,600	218,000	281,400	303,200
	24	199,500	219,600	283,000	304,800
	25	201,300	221,200	284,700	306,300
	26	203,100	222,800	286,200	307,900
	27	204,900	224,400	287,700	309,500
	28	206,600	226,000	289,200	311,100
	29	208,300	227,600	290,800	312,600
	30	209,900	229,200	292,100	314,200
	31	211,500	230,800	293,400	315,800
	32	213,100	232,400	294,700	317,400
	33	214,800	234,000	296,000	318,800
	34	216,400	235,600	297,300	320,300
	35	218,000	237,200	298,600	321,800
	36	219,600	238,800	299,900	323,300
	37	221,200	240,400	301,000	324,800
	38	222,800	241,800	302,300	326,300
	39	224,400	243,200	303,600	327,800
	40	226,000	244,600	304,900	329,300
	41	227,600	246,100	306,000	330,800
	42	229,200	247,500	307,300	332,300
	43	230,800	248,900	308,600	333,800
	44	232,400	250,300	309,900	335,300
	45	234,000	251,800	311,000	336,800
	46	235,600	253,200	312,300	338,300
	47	237,200	254,600	313,600	339,800
	48	238,800	256,000	314,900	341,300

改 正 案					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	252, 400	268, 900	327, 400	354, 000
	50	253, 200	270, 300	328, 600	355, 400
	51	254, 000	271, 700	329, 800	356, 800
	52	254, 800	273, 100	331, 000	358, 200
	53	255, 600	274, 300	332, 000	359, 400
	54	256, 400	275, 700	333, 100	360, 400
	55	257, 200	277, 100	334, 200	361, 400
	56	258, 000	278, 500	335, 300	362, 400
	57	258, 600	279, 700	336, 500	363, 400
	58	259, 400	281, 000	337, 600	364, 200
	59	260, 200	282, 400	338, 700	365, 000
	60	260, 900	283, 800	339, 800	365, 800
	61	261, 600	285, 000	340, 900	366, 600
	62	262, 400	286, 300	341, 800	367, 400
	63	263, 200	287, 600	342, 700	368, 200
	64	263, 900	288, 900	343, 600	369, 000
	65	264, 600	290, 200	344, 400	369, 700
	66	265, 000	291, 500	345, 100	370, 300
	67	265, 400	292, 800	345, 800	370, 900
	68	265, 800	294, 100	346, 500	371, 500
	69	266, 200	295, 200	347, 100	372, 100
	70	266, 500	296, 400	347, 700	372, 700
	71	266, 800	297, 700	348, 300	373, 300
	72	267, 100	299, 000	348, 900	373, 900
	73	267, 300	300, 100	349, 500	374, 400
	74	267, 600	301, 300	350, 100	375, 000
	75	267, 900	302, 500	350, 700	375, 600
	76	268, 200	303, 700	351, 300	376, 200
	77	268, 300	304, 900	351, 800	376, 600
	78		306, 100	352, 400	377, 100
	79		307, 300	353, 000	377, 600
	80		308, 500	353, 600	378, 100
	81		309, 700	354, 000	378, 700
	82		310, 800	354, 500	379, 200
	83		311, 900	355, 000	379, 700
	84		313, 000	355, 500	380, 200
	85		314, 200	355, 900	380, 700
	86		315, 000	356, 400	381, 200
	87		315, 800	356, 900	381, 700
	88		316, 600	357, 400	382, 200
	89		317, 300	357, 700	382, 600
	90		318, 100	358, 100	383, 100
	91		318, 900	358, 500	383, 600
	92		319, 700	358, 900	384, 100
	93		320, 400	359, 400	384, 400
	94		320, 800	359, 800	384, 900
	95		321, 200	360, 200	385, 400
	96		321, 600	360, 600	385, 900
	97		322, 000	361, 000	386, 200
	98		322, 400	361, 400	386, 600
	99		322, 800	361, 800	387, 000
	100		323, 200	362, 200	387, 400
	101		323, 600	362, 600	387, 800
	102		324, 000	363, 000	388, 200
	103		324, 400	363, 400	388, 600
	104		324, 800	363, 800	389, 000

現 行					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	240, 400	257, 300	316, 000	342, 800
	50	241, 300	258, 700	317, 300	344, 200
	51	242, 300	260, 100	318, 600	345, 600
	52	243, 200	261, 500	319, 900	347, 000
	53	244, 100	262, 700	321, 000	348, 200
	54	245, 000	264, 100	322, 200	349, 400
	55	245, 900	265, 500	323, 400	350, 600
	56	246, 800	266, 900	324, 600	351, 800
	57	247, 600	268, 100	325, 800	352, 900
	58	248, 400	269, 500	326, 900	353, 700
	59	249, 200	270, 900	328, 000	354, 500
	60	249, 900	272, 300	329, 100	355, 300
	61	250, 600	273, 500	330, 300	356, 100
	62	251, 400	274, 800	331, 200	356, 900
	63	252, 200	276, 100	332, 100	357, 700
	64	252, 900	277, 400	333, 000	358, 500
	65	253, 600	278, 800	333, 800	359, 200
	66	254, 000	280, 100	334, 500	359, 800
	67	254, 400	281, 400	335, 200	360, 400
	68	254, 800	282, 700	335, 900	361, 000
	69	255, 200	283, 900	336, 500	361, 600
	70	255, 500	285, 200	337, 100	362, 200
	71	255, 800	286, 500	337, 700	362, 800
	72	256, 100	287, 800	338, 300	363, 400
	73	256, 300	288, 900	338, 900	363, 900
	74	256, 600	290, 100	339, 500	364, 500
	75	256, 900	291, 300	340, 100	365, 100
	76	257, 200	292, 500	340, 700	365, 700
	77	257, 300	293, 800	341, 200	366, 200
	78		295, 000	341, 800	366, 700
	79		296, 200	342, 400	367, 200
	80		297, 400	343, 000	367, 700
	81		298, 700	343, 400	368, 300
	82		299, 900	343, 900	368, 800
	83		301, 100	344, 400	369, 300
	84		302, 300	344, 900	369, 800
	85		303, 600	345, 400	370, 300
	86		304, 500	345, 900	370, 800
	87		305, 400	346, 400	371, 300
	88		306, 300	346, 900	371, 800
	89		307, 000	347, 300	372, 200
	90		307, 900	347, 700	372, 700
	91		308, 800	348, 100	373, 200
	92		309, 700	348, 500	373, 700
	93		310, 400	349, 000	374, 000
	94		310, 800	349, 400	374, 500
	95		311, 200	349, 800	375, 000
	96		311, 600	350, 200	375, 500
	97		312, 000	350, 600	375, 800
	98		312, 400	351, 000	376, 200
	99		312, 800	351, 400	376, 600
	100		313, 200	351, 800	377, 000
	101		313, 600	352, 200	377, 400
	102		314, 000	352, 600	377, 800
	103		314, 400	353, 000	378, 200
	104		314, 800	353, 400	378, 600

改 正 案					
	105		325, 100	364, 200	389, 400
	106		325, 500	364, 600	389, 800
	107		325, 900	365, 000	390, 200
	108		326, 300	365, 400	390, 600
	109		326, 600	365, 700	391, 000
	110		327, 000	366, 100	391, 400
	111		327, 400	366, 500	391, 800
	112		327, 800	366, 900	392, 200
	113		328, 000	367, 200	392, 600
	114		328, 400	367, 600	393, 000
	115		328, 800	368, 000	393, 400
	116		329, 200	368, 400	393, 800
	117		329, 400	368, 700	394, 200
	118			369, 100	394, 500
	119			369, 500	394, 800
	120			369, 900	395, 100
	121			370, 200	395, 500
	122			370, 500	395, 800
	123			370, 800	396, 100
	124			371, 100	396, 400
	125			371, 200	396, 800
	126			371, 300	397, 100
	127			371, 400	397, 400
	128			371, 500	397, 700
	129			371, 600	398, 000
	130			371, 700	398, 300
	131			371, 800	398, 600
	132			371, 900	398, 900
	133			372, 000	399, 200
	134			372, 100	399, 500
	135			372, 200	399, 800
	136			372, 300	400, 100
	137			372, 400	400, 400
	138			372, 500	
	139			372, 600	
	140			372, 700	
	141			372, 800	
	142			372, 900	
	143			373, 000	
	144			373, 100	
	145			373, 200	
	146			373, 300	
	147			373, 400	
	148			373, 500	
	149			373, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		178, 000	214, 200	255, 700	276, 500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

現 行					
	105		315, 100	353, 800	379, 000
	106		315, 500	354, 200	379, 400
	107		315, 900	354, 600	379, 800
	108		316, 300	355, 000	380, 200
	109		316, 600	355, 300	380, 600
	110		317, 000	355, 700	381, 000
	111		317, 400	356, 100	381, 400
	112		317, 800	356, 500	381, 800
	113		318, 000	356, 800	382, 200
	114		318, 400	357, 200	382, 600
	115		318, 800	357, 600	383, 000
	116		319, 200	358, 000	383, 400
	117		319, 400	358, 300	383, 800
	118			358, 700	384, 100
	119			359, 100	384, 400
	120			359, 500	384, 700
	121			359, 800	385, 100
	122			360, 100	385, 400
	123			360, 400	385, 700
	124			360, 700	386, 000
	125			360, 800	386, 400
	126			360, 900	386, 700
	127			361, 000	387, 000
	128			361, 100	387, 300
	129			361, 200	387, 600
	130			361, 300	387, 900
	131			361, 400	388, 200
	132			361, 500	388, 500
	133			361, 600	388, 800
	134			361, 700	389, 100
	135			361, 800	389, 400
	136			361, 900	389, 700
	137			362, 000	390, 000
	138			362, 100	
	139			362, 200	
	140			362, 300	
	141			362, 400	
	142			362, 500	
	143			362, 600	
	144			362, 700	
	145			362, 800	
	146			362, 900	
	147			363, 000	
	148			363, 100	
	149			363, 200	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		168, 400	204, 600	245, 900	266, 600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

改 正 案

別表第3（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	306,200 円	382,000 円	427,100 円	463,700 円	512,900 円
	2	309,100	384,300	429,100	466,200	515,300
	3	311,900	386,500	431,100	468,700	517,700
	4	314,700	388,700	433,100	471,200	520,000
	5	317,500	390,900	435,000	473,700	522,300
	6	320,400	393,400	437,100	476,200	524,600
	7	323,300	395,900	439,200	478,700	526,900
	8	326,200	398,300	441,200	481,100	529,200
	9	329,000	400,700	443,200	483,500	531,300
	10	331,900	402,800	445,600	485,800	533,600
	11	334,800	404,800	448,000	488,100	535,900
	12	337,700	406,800	450,400	490,400	538,200
	13	340,500	408,800	452,700	492,600	540,100
	14	342,700	410,700	454,900	494,900	542,400
	15	344,800	412,500	457,000	497,200	544,700
	16	346,900	414,300	459,100	499,400	547,000
	17	349,000	416,100	461,200	501,500	548,900
	18	351,000	417,900	463,200	503,600	551,100
	19	353,000	419,700	465,200	505,700	553,300
	20	355,000	421,400	467,200	507,700	555,500
	21	356,900	423,100	469,200	509,500	557,700
	22	358,900	424,800	471,200	511,600	559,900
	23	360,800	426,500	473,200	513,700	562,100
	24	362,600	428,200	475,100	515,700	564,300
	25	364,400	429,900	477,000	517,400	566,300
	26	366,300	431,700	479,000	519,500	568,400
	27	368,100	433,400	481,000	521,500	570,500
	28	369,900	435,100	482,900	523,500	572,600
	29	371,600	436,700	484,800	525,300	574,500
	30	373,500	438,400	486,300	527,100	576,200
	31	375,300	440,100	487,700	528,900	577,900
	32	377,100	441,800	489,100	530,700	579,600
	33	378,800	443,500	490,500	532,500	581,200
	34		445,200	492,000	534,200	582,800
	35		446,900	493,400	535,900	584,400
	36		448,600	494,800	537,600	586,000
	37		450,300	496,200	539,000	587,200
	38			497,600	540,400	588,500
	39			499,000	541,800	589,800
	40			500,400	543,100	591,100
	41			501,800	544,400	592,100
	42			503,200	545,600	593,100
	43			504,600	546,700	594,100
	44			506,000	547,800	595,100
	45			507,400	548,800	596,000
	46			508,800	550,000	597,000
	47			510,200	551,200	598,000
	48			511,600	552,200	599,000

現 行

別表第3（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	288,700 円	365,600 円	410,700 円	447,300 円	496,500 円
	2	291,600	367,900	412,700	449,800	498,900
	3	294,400	370,100	414,700	452,300	501,300
	4	297,200	372,300	416,700	454,800	503,600
	5	300,000	374,500	418,600	457,300	505,900
	6	302,900	377,000	420,700	459,800	508,200
	7	305,800	379,500	422,800	462,300	510,500
	8	308,700	381,900	424,800	464,700	512,800
	9	311,500	384,300	426,800	467,100	514,900
	10	314,500	386,400	429,200	469,400	517,200
	11	317,500	388,400	431,600	471,700	519,500
	12	320,500	390,400	434,000	474,000	521,800
	13	323,500	392,400	436,300	476,200	523,700
	14	325,800	394,300	438,500	478,500	526,000
	15	328,100	396,100	440,600	480,800	528,300
	16	330,400	397,900	442,700	483,000	530,600
	17	332,500	399,700	444,800	485,100	532,500
	18	334,600	401,500	446,800	487,200	534,700
	19	336,700	403,300	448,800	489,300	536,900
	20	338,800	405,000	450,800	491,300	539,100
	21	340,900	406,700	452,800	493,100	541,300
	22	342,900	408,400	454,800	495,200	543,500
	23	344,900	410,100	456,800	497,300	545,700
	24	346,900	411,800	458,700	499,300	547,900
	25	348,900	413,500	460,600	501,000	549,900
	26	350,900	415,300	462,600	503,100	552,000
	27	352,800	417,000	464,600	505,100	554,100
	28	354,700	418,700	466,500	507,100	556,200
	29	356,600	420,300	468,400	508,900	558,100
	30	358,600	422,000	469,900	510,700	559,800
	31	360,500	423,700	471,300	512,500	561,500
	32	362,400	425,400	472,700	514,300	563,200
	33	364,300	427,100	474,100	516,100	564,800
	34		428,800	475,600	517,800	566,400
	35		430,500	477,000	519,500	568,000
	36		432,200	478,400	521,200	569,600
	37		433,900	479,800	522,600	571,000
	38			481,200	524,100	572,300
	39			482,600	525,600	573,600
	40			484,000	527,000	574,900
	41			485,400	528,400	576,100
	42			486,800	529,600	577,100
	43			488,200	530,800	578,100
	44			489,600	532,000	579,100
	45			491,000	533,200	580,100
	46			492,400	534,400	581,100
	47			493,800	535,600	582,100
	48			495,200	536,700	583,100

改 正 案

	49			513,000	553,200	599,900
	50			514,400	554,200	600,800
	51			515,800	555,200	601,700
	52			517,200	556,200	602,600
	53			518,400	557,200	603,400
	54			519,200	558,200	604,300
	55			520,000	559,200	605,200
	56			520,800	560,200	606,100
	57			521,600	561,200	606,900
	58			522,400	562,200	607,800
	59			523,100	563,200	608,700
	60			523,800	564,200	609,600
	61			524,400	565,100	610,400
	62			525,200	566,100	611,300
	63			526,000	567,100	612,200
	64			526,700	568,100	613,100
	65			527,200	569,000	613,900
	66			528,000	569,900	614,800
	67			528,800	570,800	615,700
	68			529,400	571,700	616,600
	69			529,900	572,500	617,400
	70			530,600	573,300	618,300
	71			531,300	574,100	619,200
	72			532,000	574,900	620,100
	73			532,600	575,700	620,900
	74			533,300	576,500	621,800
	75			534,000	577,300	622,700
	76			534,700	578,100	623,600
	77			535,300	578,900	624,400
	78			536,000		
	79			536,700		
	80			537,400		
	81			537,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		311,100	379,100	423,400	459,800	509,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

現 行

	49			496,600	537,700	584,100
	50			498,000	538,700	585,000
	51			499,400	539,700	585,900
	52			500,800	540,700	586,800
	53			502,000	541,700	587,700
	54			502,800	542,700	588,600
	55			503,600	543,700	589,500
	56			504,400	544,700	590,400
	57			505,200	545,700	591,300
	58			506,000	546,700	592,200
	59			506,800	547,700	593,100
	60			507,500	548,700	594,000
	61			508,200	549,700	594,900
	62			509,000	550,700	595,800
	63			509,800	551,700	596,700
	64			510,600	552,700	597,600
	65			511,200	553,600	598,500
	66			512,000	554,500	599,400
	67			512,800	555,400	600,300
	68			513,500	556,300	601,200
	69			514,100	557,100	602,100
	70			514,800	557,900	603,000
	71			515,500	558,700	603,900
	72			516,200	559,500	604,800
	73			517,000	560,400	605,700
	74			517,700	561,200	606,600
	75			518,400	562,000	607,500
	76			519,100	562,800	608,400
	77			519,800	563,700	609,300
	78			520,500		
	79			521,200		
	80			521,900		
	81			522,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		299,100	365,600	410,700	447,300	496,500

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改正案

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	200,700	270,600	293,200	330,800	366,000	392,500
	2	189,000	202,400	272,200	294,900	332,800	368,100	395,100
	3	189,900	204,100	273,800	296,600	334,800	370,200	397,700
	4	190,800	205,800	275,400	298,300	336,800	372,300	400,300
	5	191,700	207,600	277,100	300,000	338,900	374,300	402,800
	6	192,800	209,400	278,700	301,700	340,900	376,400	405,400
	7	193,900	211,200	280,300	303,400	342,900	378,500	408,000
	8	195,000	213,000	281,900	305,100	344,900	380,600	410,600
	9	196,000	214,700	283,600	306,800	347,000	382,600	413,300
	10	197,300	216,600	285,200	308,500	349,000	385,200	416,100
	11	198,400	218,500	286,800	310,200	351,000	387,800	418,900
	12	199,600	220,400	288,400	311,900	353,000	390,400	421,700
	13	200,700	222,400	290,100	313,600	355,100	392,900	424,400
	14	202,400	224,200	291,700	315,400	357,100	395,200	427,100
	15	204,100	226,000	293,300	317,200	359,100	397,500	429,800
	16	205,800	227,800	294,900	319,000	361,100	399,800	432,500
	17	207,600	229,700	296,600	320,800	363,200	402,200	435,000
	18	209,400	231,400	298,200	322,800	365,300	404,500	437,700
	19	211,200	233,100	299,800	324,800	367,400	406,800	440,400
	20	213,000	234,800	301,400	326,800	369,500	409,100	443,100
	21	214,700	236,400	303,100	328,900	371,400	411,300	445,600
	22	216,600	238,100	304,700	330,500	373,400	413,100	447,800
	23	218,500	239,800	306,300	332,100	375,400	414,900	450,000
	24	220,400	241,500	307,900	333,700	377,400	416,700	452,200
	25	222,400	243,100	309,600	335,400	379,400	418,600	454,500
	26	224,200	244,700	311,600	336,900	381,300	420,900	456,700
	27	226,000	246,400	313,600	338,400	383,200	423,200	458,900
	28	227,800	248,100	315,600	339,900	385,100	425,500	461,100
	29	229,700	249,800	317,700	341,400	386,800	427,700	463,200
	30	231,400	251,400	319,100	342,900	388,700	429,700	465,400
	31	233,100	253,100	320,500	344,400	390,600	431,700	467,600
	32	234,800	254,800	321,900	345,900	392,500	433,700	469,800
	33	236,400	256,500	323,200	347,400	394,200	435,800	471,800
	34	238,100	258,100	324,500	348,900	396,000	437,000	473,400
	35	239,800	259,800	325,800	350,400	397,800	438,200	475,000
	36	241,500	261,500	327,100	351,900	399,600	439,400	476,600
	37	243,100	263,200	328,500	353,300	401,200	440,600	478,100
	38	244,700	264,800	329,800	354,800	402,800	441,400	478,900
	39	246,400	266,400	331,100	356,300	404,400	442,200	479,700
	40	248,100	267,900	332,500	357,800	406,000	443,000	480,500
	41	249,800	269,300	333,800	359,200	407,700	443,600	481,100
	42	251,400	270,800	335,100	360,700	409,000	444,300	481,800
	43	253,100	272,300	336,400	362,200	410,300	445,000	482,500
	44	254,800	273,800	337,800	363,700	411,600	445,700	483,200
	45	256,500	275,300	339,100	365,100	412,900	446,200	483,800
	46	258,100	276,800	340,400	366,600	413,900	446,900	484,500
	47	259,800	278,300	341,700	368,100	414,900	447,600	485,200
	48	261,500	279,800	343,100	369,600	415,900	448,300	485,900

現 行

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	175,800	188,700	259,000	281,000	318,600	353,700	379,500
	2	176,700	190,400	260,600	282,700	320,600	355,800	382,100
	3	177,600	192,100	262,200	284,400	322,600	357,900	384,700
	4	178,500	193,800	263,800	286,100	324,600	360,000	387,300
	5	179,400	195,600	265,500	287,800	326,700	362,000	389,900
	6	180,500	197,400	267,100	289,500	328,700	364,100	392,500
	7	181,600	199,200	268,700	291,200	330,700	366,200	395,100
	8	182,700	201,000	270,300	292,900	332,700	368,300	397,700
	9	183,700	202,700	272,000	294,600	334,800	370,300	400,400
	10	185,000	204,600	273,600	296,300	336,800	372,900	403,200
	11	186,300	206,500	275,200	298,000	338,800	375,500	406,000
	12	187,600	208,400	276,800	299,700	340,800	378,100	408,800
	13	188,700	210,400	278,500	301,400	342,900	380,600	411,500
	14	190,400	212,200	280,200	303,200	344,900	382,900	414,200
	15	192,100	214,000	281,800	305,000	346,900	385,200	416,900
	16	193,800	215,800	283,400	306,800	348,900	387,500	419,600
	17	195,600	217,700	285,000	308,600	351,000	389,900	422,100
	18	197,400	219,400	286,700	310,600	353,100	392,200	424,800
	19	199,200	221,100	288,300	312,600	355,200	394,500	427,500
	20	201,000	222,800	289,900	314,600	357,300	396,800	430,200
	21	202,700	224,400	291,500	316,700	359,300	399,000	432,700
	22	204,600	226,100	293,200	318,400	361,600	401,300	435,300
	23	206,500	227,800	294,800	320,100	363,900	403,600	437,900
	24	208,400	229,500	296,400	321,800	366,200	405,900	440,500
	25	210,400	231,100	298,000	323,300	368,400	408,100	442,900
	26	212,200	232,700	300,000	325,000	370,300	410,400	445,400
	27	214,000	234,400	302,000	326,700	372,200	412,700	447,900
	28	215,800	236,100	304,000	328,400	374,100	415,000	450,400
	29	217,700	237,800	306,100	329,900	375,800	417,200	452,700
	30	219,400	239,400	307,500	331,600	377,700	419,200	454,900
	31	221,100	241,100	309,000	333,300	379,600	421,200	457,100
	32	222,800	242,800	310,500	335,000	381,500	423,200	459,300
	33	224,400	244,500	312,000	336,500	383,200	425,300	461,300
	34	226,100	246,100	313,200	338,100	385,000	426,500	462,900
	35	227,800	247,800	314,600	339,700	386,800	427,700	464,500
	36	229,500	249,500	316,000	341,100	388,600	428,900	466,100
	37	231,100	251,200	317,400	342,500	390,200	430,100	467,600
	38	232,700	252,800	318,600	344,100	392,000	430,900	468,400
	39	234,400	254,400	320,000	345,700	393,800	431,700	469,200
	40	236,100	256,000	321,400	347,100	395,600	432,500	470,000
	41	237,800	257,700	322,800	348,500	397,200	433,100	470,600
	42	239,400	259,200	324,000	350,100	398,500	433,800	471,300
	43	241,100	260,700	325,400	351,700	399,800	434,500	472,000
	44	242,800	262,200	326,800	353,100	401,100	435,200	472,700
	45	244,500	263,700	328,200	354,500	402,400	435,700	473,300
	46	246,100	265,100	329,400	356,100	403,400	436,400	474,000
	47	247,800	266,500	330,800	357,700	404,400	437,100	474,700
	48	249,500	267,900	332,200	359,100	405,400	437,800	475,400

改 正 案

	105		343,700	382,700	409,100	447,800		
	106		344,000	383,100	409,500			
	107		344,300	383,500	409,900			
	108		344,600	383,900	410,300			
	109		344,800	384,300	410,800			
	110		345,100	384,700	411,200			
	111		345,400	385,100	411,600			
	112		345,700	385,500	412,000			
	113		345,900	385,900	412,500			
	114		346,200	386,300	412,900			
	115		346,500	386,700	413,300			
	116		346,800	387,100	413,700			
	117		347,000	387,500	414,200			
	118			387,900	414,500			
	119			388,300	414,800			
	120			388,700	415,100			
	121			389,100	415,500			
	122			389,400	415,800			
	123			389,700	416,100			
	124			390,000	416,400			
	125			390,100	416,800			
	126			390,200	417,100			
	127			390,300	417,400			
	128			390,400	417,700			
	129			390,600	418,100			
	130			390,700	418,400			
	131			390,800	418,700			
	132			390,900	419,000			
	133			391,000	419,400			
	134			391,100	419,700			
	135			391,200	420,000			
	136			391,300	420,300			
	137			391,400	420,700			
	138			391,500				
	139			391,600				
	140			391,700				
	141			391,800				
	142			391,900				
	143			392,000				
	144			392,100				
	145			392,200				
	146			392,300				
	147			392,400				
	148			392,500				
	149			392,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

現 行

	105		333,700	372,300	398,700	437,300		
	106		334,000	372,700	399,100			
	107		334,300	373,100	399,500			
	108		334,600	373,500	399,900			
	109		334,800	373,900	400,400			
	110		335,100	374,300	400,800			
	111		335,400	374,700	401,200			
	112		335,700	375,100	401,600			
	113		335,900	375,500	402,100			
	114		336,200	375,900	402,500			
	115		336,500	376,300	402,900			
	116		336,800	376,700	403,300			
	117		337,000	377,100	403,800			
	118			377,500	404,100			
	119			377,900	404,400			
	120			378,300	404,700			
	121			378,700	405,100			
	122			379,000	405,400			
	123			379,300	405,700			
	124			379,600	406,000			
	125			379,700	406,400			
	126			379,800	406,700			
	127			379,900	407,000			
	128			380,000	407,300			
	129			380,200	407,700			
	130			380,300	408,000			
	131			380,400	408,300			
	132			380,500	408,600			
	133			380,600	409,000			
	134			380,700	409,300			
	135			380,800	409,600			
	136			380,900	409,900			
	137			381,000	410,300			
	138			381,100				
	139			381,200				
	140			381,300				
	141			381,400				
	142			381,500				
	143			381,600				
	144			381,700				
	145			381,800				
	146			381,900				
	147			382,000				
	148			382,100				
	149			382,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		176,300	214,800	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

改正案

別表第4の2（第3条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	259,500	307,800	338,200	379,700
	2	261,500	310,200	340,900	382,100
	3	263,400	312,600	343,600	384,500
	4	265,300	315,000	346,300	386,900
	5	267,000	317,100	348,900	388,800
	6	269,000	319,400	351,600	391,200
	7	270,900	321,700	354,300	393,500
	8	272,800	323,800	356,900	395,800
	9	274,600	325,900	359,500	397,900
	10	276,600	328,000	361,800	400,300
	11	278,600	330,100	364,100	402,500
	12	280,700	332,100	366,300	404,700
	13	282,300	334,100	368,500	406,900
	14	284,400	336,200	371,000	409,300
	15	286,400	338,300	373,400	411,500
	16	288,300	340,300	375,800	413,700
	17	290,100	342,300	377,400	415,900
	18	292,300	344,300	379,100	418,200
	19	294,400	346,300	380,800	420,500
	20	296,500	348,200	382,400	422,700
	21	298,600	350,100	383,900	424,900
	22	300,800	351,800	385,500	427,300
	23	303,000	353,500	387,100	429,500
	24	305,100	355,200	388,700	431,700
	25	307,200	356,800	390,200	433,900
	26	309,600	358,500	391,800	436,200
	27	311,900	360,100	393,400	438,500
	28	314,100	361,700	395,000	440,700
	29	316,000	363,300	396,500	442,900
	30	318,100	364,800	398,100	445,200
	31	320,100	366,300	399,700	447,500
	32	322,100	367,800	401,300	449,700
	33	323,900	369,200	402,800	451,900
	34	325,800	370,700	404,500	454,200
	35	327,700	372,200	406,200	456,500
	36	329,600	373,600	407,800	458,700
	37	331,300	375,000	409,100	460,900
	38	332,800	376,500	410,600	463,200
	39	334,300	378,000	412,100	465,500
	40	335,800	379,500	413,700	467,700
	41	337,100	380,800	415,300	469,900
	42	338,100	382,300	416,800	472,300
	43	339,100	383,800	418,400	474,700
	44	340,100	385,300	419,900	477,000
	45	341,100	386,600	421,100	478,900
	46	342,100	388,100	422,500	481,300
	47	343,100	389,600	423,900	483,700
	48	344,000	391,100	425,300	485,900

現 行

別表第4の2（第3条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	245,500	293,900	323,400	365,300
	2	247,500	296,300	326,200	367,800
	3	249,400	298,700	328,900	370,300
	4	251,300	301,100	331,600	372,800
	5	253,000	303,400	334,300	374,800
	6	255,000	305,700	337,000	377,200
	7	256,900	308,000	339,700	379,600
	8	258,800	310,200	342,400	381,900
	9	260,600	312,400	345,100	384,000
	10	262,600	314,500	347,400	386,400
	11	264,600	316,600	349,700	388,700
	12	266,700	318,600	352,000	391,000
	13	268,400	320,600	354,300	393,200
	14	270,500	322,700	356,600	395,600
	15	272,600	324,800	359,300	397,900
	16	274,600	326,800	361,800	400,200
	17	276,400	328,800	363,400	402,400
	18	278,600	330,800	365,100	404,700
	19	280,700	332,800	366,800	407,000
	20	282,800	334,700	368,400	409,300
	21	284,900	336,600	370,000	411,600
	22	287,100	338,300	371,600	414,000
	23	289,300	340,000	373,200	416,300
	24	291,400	341,700	374,800	418,600
	25	293,500	343,300	376,400	420,800
	26	295,900	345,000	378,000	423,100
	27	298,300	346,600	379,600	425,400
	28	300,600	348,200	381,200	427,700
	29	302,500	349,800	382,800	429,900
	30	304,600	351,300	384,400	432,200
	31	306,600	352,800	386,000	434,500
	32	308,600	354,300	387,600	436,800
	33	310,400	355,700	389,200	439,000
	34	312,300	357,200	390,900	441,300
	35	314,200	358,700	392,600	443,600
	36	316,100	360,100	394,300	445,900
	37	317,800	361,500	395,600	448,100
	38	319,300	363,000	397,200	450,400
	39	320,800	364,500	398,800	452,700
	40	322,300	366,000	400,400	455,000
	41	323,600	367,300	402,000	457,200
	42	324,600	368,800	403,500	459,600
	43	325,600	370,300	405,100	462,000
	44	326,600	371,800	406,700	464,400
	45	327,600	373,100	407,900	466,300
	46	328,600	374,600	409,300	468,700
	47	329,600	376,100	410,700	471,100
	48	330,500	377,600	412,100	473,400

改 正 案						現 行					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	344,900	392,400	426,700	487,700	49	331,400	378,900	413,600	475,200	
	50	345,500	393,900	428,100	489,800	50	332,000	380,400	415,000	477,300	
	51	346,100	395,400	429,500	491,900	51	332,600	381,900	416,400	479,400	
	52	346,700	396,900	430,800	493,900	52	333,200	383,400	417,800	481,500	
	53	347,300	398,200	432,000	495,900	53	333,800	384,700	419,000	483,500	
	54	347,900	399,600	433,200	497,800	54	334,400	386,100	420,200	485,400	
	55	348,500	400,900	434,400	499,700	55	335,000	387,400	421,400	487,300	
	56	349,100	402,200	435,500	501,500	56	335,600	388,700	422,600	489,200	
	57	349,700	403,400	436,600	503,200	57	336,200	390,000	423,700	490,900	
	58	350,300	404,800	437,800	505,000	58	336,800	391,400	424,900	492,700	
	59	350,900	406,100	439,000	506,800	59	337,400	392,800	426,100	494,500	
	60	351,500	407,400	440,200	508,500	60	338,000	394,200	427,300	496,300	
	61	352,100	408,500	441,000	510,100	61	338,600	395,300	428,100	497,900	
	62	352,700	409,600	442,100	511,800	62	339,200	396,500	429,200	499,600	
	63	353,300	410,700	443,200	513,500	63	339,800	397,700	430,300	501,300	
	64	353,900	411,800	444,300	515,200	64	340,400	398,900	431,400	503,000	
	65	354,500	412,900	445,100	516,900	65	341,000	400,000	432,200	504,800	
	66	355,100	414,100	446,000	518,400	66	341,600	401,200	433,100	506,300	
	67	355,700	415,300	446,900	519,900	67	342,200	402,400	434,000	507,800	
	68	356,300	416,500	447,800	521,400	68	342,800	403,600	434,900	509,300	
	69	356,900	417,300	448,600	522,900	69	343,400	404,400	435,700	510,900	
	70	357,500	418,300	449,400	524,300	70	344,000	405,400	436,500	512,300	
	71	358,100	419,300	450,100	525,700	71	344,600	406,400	437,300	513,700	
	72	358,700	420,300	450,800	527,000	72	345,200	407,400	438,100	515,100	
	73	359,200	421,400	451,500	528,200	73	345,700	408,500	438,800	516,300	
	74	359,800	422,300	452,100	529,300	74	346,300	409,400	439,400	517,400	
	75	360,400	423,200	452,700	530,400	75	346,900	410,300	440,000	518,500	
	76	361,000	424,100	453,300	531,400	76	347,500	411,200	440,600	519,600	
	77	361,500	424,900	454,000	532,400	77	348,000	412,000	441,300	520,600	
	78	362,100	425,700	454,600	533,400	78	348,600	412,800	441,900	521,600	
	79	362,700	426,500	455,200	534,400	79	349,200	413,600	442,500	522,600	
	80	363,300	427,300	455,800	535,400	80	349,800	414,400	443,100	523,600	
	81	363,800	427,700	456,500	536,300	81	350,300	414,800	443,800	524,600	
	82	364,400	428,300	457,100	537,100	82	350,900	415,400	444,400	525,400	
	83	365,000	428,900	457,700	537,900	83	351,500	416,000	445,000	526,200	
	84	365,600	429,500	458,300	538,600	84	352,100	416,600	445,600	527,000	
	85	366,100	430,100	459,000	539,200	85	352,600	417,200	446,300	527,600	
	86	366,700	430,700	459,600	540,000	86	353,200	417,800	446,900	528,400	
	87	367,200	431,300	460,200	540,800	87	353,700	418,400	447,500	529,200	
	88	367,700	431,900	460,800	541,500	88	354,200	419,000	448,100	530,000	
	89	368,200	432,200	461,300	542,100	89	354,700	419,300	448,600	530,600	
	90	368,700	432,700	461,900	542,900	90	355,200	419,800	449,200	531,400	
	91	369,200	433,200	462,500	543,700	91	355,700	420,300	449,800	532,200	
	92	369,700	433,700	463,100	544,400	92	356,200	420,800	450,400	533,000	
	93	370,200	434,200	463,600	545,000	93	356,700	421,300	450,900	533,600	
	94	370,700	434,700	464,200	545,800	94	357,200	421,800	451,500	534,400	
	95	371,200	435,200	464,800	546,600	95	357,700	422,300	452,100	535,200	
	96	371,700	435,600	465,400	547,300	96	358,200	422,800	452,700	536,000	
	97	372,200	436,000	465,900	547,900	97	358,700	423,200	453,200	536,600	
	98	372,800	436,500	466,500	548,600	98	359,300	423,700	453,800	537,300	
	99	373,400	437,000	467,100	549,300	99	359,900	424,200	454,400	538,000	
	100	373,900	437,400	467,700	550,000	100	360,400	424,600	455,000	538,700	
	101	374,200	437,800	468,100	550,600	101	360,700	425,000	455,400	539,400	
	102	374,700	438,300	468,600	551,300	102	361,200	425,500	455,900	540,100	
	103	375,200	438,800	469,100	552,000	103	361,700	426,000	456,400	540,800	
	104	375,700	439,200	469,600	552,700	104	362,200	426,400	456,900	541,500	

改 正 案					
	105	376,100	439,600	470,000	553,300
	106	376,600	440,100	470,500	554,000
	107	377,100	440,600	471,000	554,700
	108	377,600	441,000	471,500	555,400
	109	378,000	441,400	471,900	556,000
	110	378,500	441,900		
	111	379,000	442,400		
	112	379,500	442,800		
	113	379,900	443,200		
	114	380,400			
	115	380,900			
	116	381,300			
	117	381,700			
	118	382,200			
	119	382,700			
	120	383,100			
	121	383,500			
	122	383,800			
	123	384,100			
	124	384,400			
	125	384,700			
	126	385,000			
	127	385,300			
	128	385,600			
	129	385,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,300	304,800	333,400	395,100

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

現 行					
	105	362,600	426,800	457,300	542,200
	106	363,100	427,300	457,800	542,900
	107	363,600	427,800	458,300	543,600
	108	364,100	428,200	458,800	544,300
	109	364,500	428,600	459,200	545,000
	110	365,000	429,100		
	111	365,500	429,600		
	112	366,000	430,000		
	113	366,400	430,400		
	114	366,900			
	115	367,400			
	116	367,800			
	117	368,200			
	118	368,700			
	119	369,200			
	120	369,600			
	121	370,000			
	122	370,300			
	123	370,600			
	124	370,900			
	125	371,200			
	126	371,500			
	127	371,800			
	128	372,100			
	129	372,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		277,200	293,900	323,400	384,300

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

改 正 案

別表第5（第3条関係）

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,200	232,900	324,100	355,400	426,500
	2	202,500	234,800	326,300	357,500	428,300
	3	203,800	236,700	328,500	359,600	430,100
	4	205,100	238,600	330,700	361,600	431,900
	5	206,500	240,500	332,900	363,600	433,700
	6	208,000	242,400	335,300	365,700	435,700
	7	209,500	244,300	337,700	367,800	437,500
	8	211,000	246,100	340,000	369,800	439,300
	9	212,600	248,100	342,100	371,600	440,900
	10	214,100	250,100	344,100	373,500	442,800
	11	215,600	252,200	346,100	375,300	444,600
	12	217,100	254,200	348,000	377,100	446,400
	13	218,700	255,700	350,200	378,900	448,100
	14	220,400	257,700	352,200	380,700	449,900
	15	222,100	259,700	354,200	382,500	451,700
	16	223,800	261,700	356,200	384,200	453,500
	17	225,500	263,300	358,100	385,900	455,300
	18	227,300	265,000	360,000	387,600	457,200
	19	229,100	267,000	361,900	389,300	459,000
	20	231,000	268,900	363,800	391,000	460,700
	21	232,800	270,900	365,700	392,600	462,400
	22	234,700	273,500	367,500	394,100	464,100
	23	236,600	276,100	369,300	395,800	465,800
	24	238,500	278,400	371,000	397,600	467,400
	25	240,400	281,000	372,700	399,000	469,000
	26	242,300	283,600	374,500	400,600	470,700
	27	244,200	286,200	376,300	402,100	472,300
	28	246,100	288,800	377,900	403,600	473,800
	29	248,000	291,000	379,500	405,000	475,100
	30	249,900	293,600	381,100	406,600	476,600
	31	251,800	296,200	382,700	408,100	478,000
	32	253,500	298,800	384,300	409,600	479,400
	33	255,400	301,000	385,800	411,000	480,800
	34	257,000	303,400	387,400	412,600	482,000
	35	258,600	305,800	389,000	414,100	483,200
	36	260,200	308,000	390,600	415,600	484,400
	37	261,700	309,900	392,000	417,000	485,500
	38	263,300	312,200	393,500	418,500	486,600
	39	264,900	314,500	395,000	420,000	487,700
	40	266,600	316,700	396,500	421,500	488,800
	41	268,000	318,200	397,900	422,900	489,700
	42	269,700	320,400	399,400	424,500	490,400
	43	271,200	322,600	400,800	426,000	491,100
	44	272,700	324,800	402,200	427,500	491,800
	45	274,300	326,500	403,700	428,800	492,600
	46	275,900	328,700	405,200	430,300	493,300
	47	277,500	330,900	406,600	431,800	494,000
	48	279,000	332,900	408,000	433,300	494,700

現 行

別表第5（第3条関係）

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	188,000	219,700	311,100	342,400	414,000
	2	189,300	221,600	313,300	344,500	415,900
	3	190,600	223,500	315,500	346,600	417,700
	4	191,900	225,400	317,700	348,600	419,500
	5	193,300	227,300	319,900	350,600	421,300
	6	194,800	229,200	322,300	352,700	423,300
	7	196,300	231,100	324,700	354,800	425,200
	8	197,800	232,900	327,000	356,800	427,100
	9	199,400	234,900	329,100	358,600	428,700
	10	200,900	236,900	331,100	360,500	430,700
	11	202,400	239,000	333,100	362,300	432,600
	12	203,900	241,000	335,000	364,100	434,500
	13	205,500	242,500	337,200	365,900	436,400
	14	207,200	244,500	339,300	367,700	438,300
	15	208,900	246,500	341,300	369,500	440,200
	16	210,600	248,500	343,300	371,200	442,100
	17	212,300	250,100	345,300	372,900	443,900
	18	214,100	251,800	347,200	374,700	445,800
	19	215,900	253,800	349,100	376,500	447,700
	20	217,800	255,700	351,000	378,200	449,500
	21	219,700	257,700	352,900	379,900	451,200
	22	221,600	260,300	354,700	381,400	453,000
	23	223,500	262,900	356,500	383,100	454,800
	24	225,400	265,200	358,200	384,900	456,600
	25	227,300	268,000	359,900	386,700	458,300
	26	229,200	270,600	361,700	388,300	460,000
	27	231,100	273,200	363,500	389,800	461,700
	28	233,000	275,800	365,200	391,300	463,400
	29	234,900	278,000	366,900	392,800	464,900
	30	236,800	280,600	368,500	394,400	466,400
	31	238,700	283,200	370,100	395,900	467,900
	32	240,400	285,800	371,700	397,400	469,400
	33	242,400	288,000	373,400	398,900	470,800
	34	244,000	290,400	375,200	400,500	472,000
	35	245,600	292,800	376,800	402,000	473,200
	36	247,200	295,000	378,400	403,500	474,400
	37	248,700	296,900	379,900	405,000	475,500
	38	250,300	299,200	381,400	406,500	476,600
	39	251,900	301,500	382,900	408,000	477,700
	40	253,600	303,700	384,400	409,500	478,800
	41	255,000	305,200	385,900	411,000	479,700
	42	256,700	307,400	387,400	412,600	480,400
	43	258,200	309,600	388,800	414,100	481,100
	44	259,700	311,800	390,200	415,600	481,800
	45	261,300	313,500	391,700	417,000	482,600
	46	262,900	315,700	393,200	418,500	483,300
	47	264,500	317,900	394,600	420,000	484,000
	48	266,000	319,900	396,000	421,500	484,700

改正案

現 行

105	336,700	419,600	463,800
106	337,200	420,600	464,100
107	337,700	421,600	464,400
108	338,200	422,600	464,700
109	338,700	423,400	464,900
110	339,100	424,300	
111	339,500	425,000	
112	339,800	425,700	
113	340,100	426,400	
114	340,500	427,200	
115	340,900	428,000	
116	341,200	428,700	
117	341,500	429,400	
118	341,900	430,200	
119	342,300	431,000	
120	342,600	431,800	
121	342,800	432,400	
122	343,200	433,200	
123	343,600	434,000	
124	343,900	434,700	
125	344,100	435,200	
126	344,400	435,900	
127	344,700	436,600	
128	345,000	437,300	
129	345,300	437,800	
130		438,400	
131		439,000	
132		439,600	
133		440,300	
134		440,800	
135		441,300	
136		441,800	
137		442,400	
138		442,800	
139		443,200	
140		443,600	
141		444,000	
142		444,400	
143		444,700	
144		445,000	
145		445,200	
146		445,500	
147		445,800	
148		446,100	
149		446,300	
150		446,600	
151		446,900	
152		447,200	
153		447,400	
154		447,700	
155		448,000	
156		448,300	
157		448,500	
158		448,800	
159		449,100	
160		449,400	

105	323,900	408,200	452,900
106	324,400	409,200	453,300
107	324,900	410,200	453,700
108	325,400	411,200	454,100
109	325,900	412,000	454,300
110	326,300	412,900	
111	326,700	413,600	
112	327,000	414,300	
113	327,300	415,000	
114	327,700	415,800	
115	328,100	416,600	
116	328,400	417,300	
117	328,700	418,000	
118	329,100	418,800	
119	329,500	419,600	
120	329,800	420,400	
121	330,100	421,000	
122	330,500	421,800	
123	330,900	422,600	
124	331,300	423,400	
125	331,500	423,900	
126	331,800	424,600	
127	332,100	425,300	
128	332,400	426,000	
129	332,800	426,500	
130		427,100	
131		427,700	
132		428,300	
133		429,000	
134		429,500	
135		430,000	
136		430,500	
137		431,100	
138		431,500	
139		431,900	
140		432,300	
141		432,700	
142		433,100	
143		433,500	
144		433,900	
145		434,100	
146		434,400	
147		434,700	
148		435,000	
149		435,200	
150		435,500	
151		435,800	
152		436,100	
153		436,300	
154		436,600	
155		436,900	
156		437,200	
157		437,400	
158		437,700	
159		438,000	
160		438,300	

改正案

	161		449,600			
	162		449,900			
	163		450,200			
	164		450,400			
	165		450,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		242,400	285,900	322,600	353,700	426,400

備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に8,900円を加算した額とする。

現 行

	161		438,500			
	162		438,800			
	163		439,100			
	164		439,300			
	165		439,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		231,500	274,900	311,100	342,400	414,000

備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額、この表の額に8,900円を加算した額とする。

改正案

別表第5の2（第3条関係）

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,100	220,600	287,700	318,200	416,500
	2	206,600	222,500	289,800	320,100	417,800
	3	208,100	224,400	291,900	322,000	419,000
	4	209,600	226,300	294,000	323,900	420,200
	5	211,200	228,200	295,700	325,700	421,300
	6	212,900	230,300	297,700	327,600	422,800
	7	214,600	232,400	299,700	329,500	424,300
	8	216,300	234,500	301,700	331,400	425,800
	9	218,000	236,600	303,500	333,200	426,700
	10	219,900	239,100	305,300	335,300	428,100
	11	221,800	241,600	307,100	337,400	429,400
	12	223,700	244,100	308,900	339,400	430,600
	13	225,600	246,200	310,400	341,200	431,700
	14	227,700	247,700	312,000	343,100	433,100
	15	229,800	249,200	313,600	345,000	434,400
	16	231,900	250,700	315,200	346,900	435,500
	17	234,000	252,700	317,300	348,800	436,600
	18	236,400	254,200	319,100	350,700	437,800
	19	238,800	255,700	320,900	352,600	438,900
	20	241,200	257,000	322,900	354,500	440,200
	21	243,500	258,300	324,200	356,400	441,300
	22	245,200	259,800	326,000	358,300	442,300
	23	246,800	261,300	327,800	360,200	443,600
	24	248,400	262,800	329,500	362,200	444,900
	25	250,000	264,100	331,100	364,000	445,900
	26	251,500	265,600	332,900	365,700	447,000
	27	253,000	267,100	334,700	367,400	448,000
	28	254,400	268,600	336,400	369,100	449,100
	29	255,500	269,900	338,000	370,800	450,300
	30	256,800	271,500	339,800	372,400	451,300
	31	258,100	273,200	341,600	374,000	452,400
	32	259,300	275,000	343,300	375,600	453,500
	33	260,500	277,100	344,900	377,200	454,700
	34	261,800	278,900	346,700	378,800	455,500
	35	263,100	280,600	348,400	380,400	456,300
	36	264,400	282,600	350,100	382,000	457,000
	37	265,500	284,300	351,700	383,200	457,900
	38	266,800	286,200	353,500	384,500	458,600
	39	268,100	287,900	355,200	385,800	459,300
	40	269,400	289,600	356,900	387,000	460,100
	41	270,500	291,500	358,500	388,100	461,100
	42	271,600	293,500	360,200	389,400	461,800
	43	272,700	295,200	361,900	390,600	462,600
	44	273,800	297,100	363,600	391,800	463,400
	45	274,800	298,700	365,200	392,900	464,200
	46	275,900	300,100	366,800	394,200	464,900
	47	277,000	301,500	368,400	395,400	465,700
	48	278,000	302,900	370,000	396,500	466,400

現 行

別表第5の2（第3条関係）

義務教育諸学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	192,800	208,400	276,000	305,700	404,500
	2	194,300	210,300	278,100	307,600	405,900
	3	195,800	212,200	280,200	309,500	407,300
	4	197,300	214,100	282,300	311,400	408,700
	5	198,900	216,000	284,000	313,200	409,800
	6	200,600	218,100	286,000	315,100	411,300
	7	202,300	220,200	288,000	317,000	412,800
	8	204,000	222,300	290,000	318,900	414,300
	9	205,700	224,400	291,800	320,700	415,500
	10	207,600	226,900	293,600	322,800	416,900
	11	209,500	229,400	295,400	324,900	418,200
	12	211,400	231,900	297,200	326,900	419,400
	13	213,300	234,000	298,800	328,700	420,700
	14	215,400	235,500	300,400	330,600	422,100
	15	217,500	237,000	302,000	332,500	423,400
	16	219,600	238,500	303,600	334,400	424,800
	17	221,700	240,500	305,700	336,300	425,900
	18	224,100	242,000	307,500	338,200	427,200
	19	226,500	243,500	309,300	340,100	428,300
	20	228,900	244,800	311,300	342,000	429,600
	21	231,200	246,100	312,600	343,900	430,800
	22	232,900	247,600	314,400	345,800	431,800
	23	234,600	249,100	316,200	347,700	433,100
	24	236,300	250,600	317,900	349,700	434,400
	25	238,000	252,100	319,500	351,500	435,700
	26	239,500	253,600	321,300	353,200	436,800
	27	241,000	255,100	323,100	354,900	437,800
	28	242,400	256,600	324,800	356,600	438,900
	29	243,500	258,200	326,400	358,300	440,200
	30	244,800	259,800	328,200	359,900	441,200
	31	246,100	261,500	330,000	361,500	442,400
	32	247,300	263,300	331,700	363,100	443,500
	33	248,500	265,400	333,300	364,700	444,700
	34	249,800	267,200	335,100	366,300	445,500
	35	251,100	268,900	336,800	367,900	446,300
	36	252,400	270,900	338,500	369,500	447,000
	37	253,500	272,600	340,200	371,100	447,900
	38	254,800	274,500	342,000	372,400	448,600
	39	256,100	276,200	343,700	373,700	449,300
	40	257,400	277,900	345,400	374,900	450,100
	41	258,500	279,800	347,100	376,100	451,100
	42	259,600	281,800	348,800	377,300	451,800
	43	260,700	283,500	350,500	378,500	452,600
	44	261,800	285,400	352,200	379,700	453,400
	45	262,800	287,000	353,800	380,900	454,200
	46	263,900	288,400	355,400	382,100	454,900
	47	265,000	289,800	357,000	383,300	455,700
	48	266,000	291,200	358,600	384,400	456,400

改正案							現行						
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	279,000	304,500	371,600	397,500	467,300	定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	267,000	292,900	360,200	385,500	457,300
	50	280,100	306,300	373,100	398,700	468,000		50	268,100	294,700	361,700	386,700	458,000
	51	281,200	308,000	374,500	399,900	468,800		51	269,200	296,400	363,100	387,900	458,800
	52	282,200	309,700	375,900	401,000	469,600		52	270,200	298,100	364,500	389,000	459,600
	53	283,200	311,400	377,300	401,900	470,400		53	271,200	299,800	365,900	390,000	460,400
	54	284,300	313,000	378,800	403,000	471,200		54	272,300	301,400	367,400	391,200	461,200
	55	285,400	314,600	380,200	404,200	472,000		55	273,400	303,000	368,800	392,400	462,000
	56	286,400	316,200	381,600	405,400	472,700		56	274,400	304,600	370,200	393,600	462,700
	57	287,400	318,300	382,200	406,300	473,500		57	275,400	306,700	370,900	394,500	463,500
	58	288,500	319,900	383,500	407,400			58	276,500	308,300	372,100	395,700	
	59	289,600	321,600	384,700	408,500			59	277,600	310,000	373,300	396,800	
	60	290,600	323,400	385,900	409,600			60	278,600	311,800	374,500	397,900	
	61	291,500	325,200	387,000	410,500			61	279,600	313,600	375,800	399,000	
	62	292,500	326,900	388,200	411,700			62	280,600	315,300	377,000	400,200	
	63	293,400	328,600	389,400	412,800			63	281,500	317,000	378,200	401,300	
	64	294,300	330,500	390,700	413,900			64	282,400	318,900	379,500	402,400	
	65	295,100	332,100	391,800	414,700			65	283,300	320,500	380,700	403,500	
	66	296,100	333,700	393,000	415,800			66	284,300	322,100	381,900	404,600	
	67	297,000	335,300	394,200	416,900			67	285,200	323,700	383,100	405,700	
	68	297,900	337,100	395,500	418,000			68	286,100	325,500	384,400	406,800	
	69	298,700	339,000	396,600	418,900			69	287,000	327,400	385,600	407,800	
	70	299,700	340,600	397,800	419,900			70	288,000	329,000	386,800	408,800	
	71	300,600	342,200	399,000	420,900			71	288,900	330,600	388,000	409,800	
	72	301,500	344,000	400,200	421,800			72	289,800	332,400	389,200	410,700	
	73	302,300	345,900	401,300	422,800			73	290,700	334,300	390,300	411,700	
	74	303,300	347,500	402,300	423,500			74	291,700	335,900	391,300	412,400	
	75	304,200	349,100	403,300	424,200			75	292,600	337,500	392,300	413,100	
	76	305,100	351,000	404,300	424,900			76	293,500	339,400	393,300	413,800	
	77	305,900	352,800	405,000	425,600			77	294,400	341,200	394,100	414,500	
	78	307,000	354,500	405,800	426,200			78	295,600	342,900	394,900	415,100	
	79	308,100	356,200	406,700	426,900			79	296,700	344,600	395,800	415,800	
	80	308,800	357,900	407,500	427,600			80	297,400	346,300	396,600	416,500	
	81	309,500	359,500	408,300	428,400			81	298,100	347,900	397,400	417,300	
	82	310,500	361,200	409,000	429,100			82	299,100	349,600	398,100	418,000	
	83	311,400	362,900	409,900	429,800			83	300,000	351,300	399,000	418,700	
	84	312,300	364,600	410,700	430,400			84	300,900	353,000	399,800	419,300	
	85	313,100	365,900	411,500	431,000			85	301,800	354,300	400,600	419,900	
	86	314,100	367,300	412,300	431,500			86	302,800	355,700	401,400	420,400	
	87	315,000	368,700	413,100	432,100			87	303,700	357,100	402,200	421,000	
	88	315,900	370,100	413,900	432,800			88	304,600	358,500	403,000	421,700	
	89	316,700	371,500	414,500	433,500			89	305,500	360,000	403,600	422,400	
	90	317,700	372,700	415,200	434,100			90	306,500	361,200	404,300	423,000	
	91	318,600	373,900	415,900	434,700			91	307,400	362,400	405,000	423,600	
	92	319,500	375,200	416,600	435,200			92	308,300	363,700	405,700	424,100	
	93	320,300	376,600	417,200	435,700			93	309,200	365,300	406,300	424,600	
	94	321,200	377,800	417,900	436,200			94	310,100	366,500	407,000	425,100	
	95	322,000	379,000	418,600	436,800			95	310,900	367,700	407,700	425,700	
	96	322,800	380,200	419,300	437,400			96	311,700	368,900	408,400	426,300	
	97	323,600	381,200	419,900	437,900			97	312,500	369,900	409,000	426,800	
	98	324,500	382,100	420,600	438,300			98	313,400	370,800	409,700	427,200	
	99	325,300	383,100	421,300	438,800			99	314,200	371,800	410,400	427,700	
	100	326,100	384,100	422,000	439,400			100	315,000	372,800	411,100	428,300	
	101	326,900	384,800	422,600	439,900			101	315,800	373,600	411,700	428,800	
	102	327,700	385,800	423,300	440,300			102	316,600	374,600	412,400	429,200	
	103	328,500	386,800	424,000	440,900			103	317,400	375,600	413,100	429,800	
	104	329,300	387,800	424,700	441,500			104	318,200	376,600	413,800	430,400	

改正案

現 行

105	330,100	388,300	425,300	441,900
106	330,500	389,200	426,000	442,300
107	330,900	390,100	426,600	442,800
108	331,300	391,000	427,200	443,400
109	331,500	391,800	427,800	443,900
110	331,800	392,700	428,300	444,400
111	332,100	393,700	428,800	444,900
112	332,400	394,700	429,300	445,400
113	332,900	395,300	429,800	445,900
114	333,200	396,100	430,200	446,400
115	333,500	397,000	430,700	446,900
116	333,800	397,900	431,200	447,400
117	334,000	398,700	431,700	447,900
118	334,300	399,400	432,200	448,300
119	334,600	400,100	432,700	448,900
120	334,900	400,900	433,200	449,500
121	335,100	401,500	433,600	449,900
122	335,400	402,300	434,100	
123	335,700	403,000	434,500	
124	336,000	403,700	435,000	
125	336,200	404,200	435,500	
126	336,500	404,900	436,000	
127	336,800	405,400	436,500	
128	337,000	406,000	437,000	
129	337,200	406,600	437,400	
130	337,400	407,200	437,900	
131	337,700	407,700	438,300	
132	338,000	408,200	438,800	
133	338,200	408,500	439,300	
134	338,400	408,800	439,700	
135	338,600	409,400	440,100	
136	338,900	410,000	440,600	
137	339,100	410,400	441,200	
138	339,300	410,800		
139	339,500	411,300		
140	339,800	411,900		
141	340,000	412,300		
142	340,200	412,700		
143	340,500	413,100		
144	340,700	413,700		
145	340,900	414,200		
146	341,000	414,600		
147	341,300	415,000		
148	341,500	415,500		
149	341,700	416,000		
150	341,800	416,400		
151	342,100	416,800		
152	342,300	417,300		
153	342,500	417,800		
154	342,700	418,200		
155	343,000	418,700		
156	343,100	419,200		
157	343,200	419,600		
158	343,400	420,000		
159	343,700	420,400		
160	343,800	420,900		

105	319,000	377,300	414,400	430,800
106	319,400	378,200	415,100	431,200
107	319,800	379,100	415,700	431,700
108	320,200	380,000	416,300	432,300
109	320,500	380,800	416,900	432,800
110	320,800	381,700	417,400	433,300
111	321,100	382,700	417,900	433,800
112	321,400	383,700	418,400	434,300
113	321,900	384,300	418,900	434,800
114	322,200	385,100	419,300	435,300
115	322,500	386,000	419,800	435,800
116	322,800	386,900	420,300	436,300
117	323,100	387,700	420,900	436,800
118	323,400	388,400	421,400	437,200
119	323,700	389,100	421,900	437,800
120	324,000	389,900	422,400	438,400
121	324,300	390,500	422,900	438,800
122	324,600	391,300	423,400	
123	324,900	392,000	423,900	
124	325,200	392,700	424,400	
125	325,400	393,200	424,900	
126	325,700	393,900	425,400	
127	326,000	394,400	425,900	
128	326,200	395,000	426,400	
129	326,400	395,700	426,900	
130	326,600	396,300	427,400	
131	326,900	396,800	427,800	
132	327,200	397,300	428,300	
133	327,400	397,600	428,800	
134	327,600	397,900	429,200	
135	327,800	398,500	429,600	
136	328,100	399,100	430,100	
137	328,400	399,500	430,700	
138	328,600	399,900		
139	328,900	400,400		
140	329,200	401,000		
141	329,400	401,400		
142	329,600	401,800		
143	329,900	402,200		
144	330,100	402,800		
145	330,300	403,300		
146	330,400	403,700		
147	330,700	404,100		
148	330,900	404,700		
149	331,100	405,200		
150	331,200	405,600		
151	331,500	406,000		
152	331,700	406,500		
153	331,900	407,100		
154	332,100	407,500		
155	332,400	408,000		
156	332,600	408,500		
157	332,700	409,000		
158	332,900	409,400		
159	333,200	409,800		
160	333,400	410,300		

改 正 案

	161	343,900	421,400			
	162	344,200	421,700			
	163	344,400	422,300			
	164	344,500	422,800			
	165	344,600	423,200			
	166		423,600			
	167		424,100			
	168		424,600			
	169		425,000			
	170		425,400			
	171		425,900			
	172		426,400			
	173		426,800			
	174		427,200			
	175		427,700			
	176		428,200			
	177		428,600			
	178		429,000			
	179		429,500			
	180		430,000			
	181		430,400			
	182		430,900			
	183		431,500			
	184		431,900			
	185		432,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		245,100	281,200	306,300	333,500	416,600

備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9、200円を加算した額とする。

現 行

	161	333,500	410,900			
	162	333,800	411,200			
	163	334,000	411,800			
	164	334,200	412,300			
	165	334,300	412,800			
	166		413,200			
	167		413,700			
	168		414,200			
	169		414,700			
	170		415,100			
	171		415,600			
	172		416,100			
	173		416,600			
	174		417,000			
	175		417,500			
	176		418,000			
	177		418,500			
	178		418,900			
	179		419,400			
	180		419,900			
	181		420,400			
	182		420,900			
	183		421,500			
	184		421,900			
	185		422,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		234,100	270,400	295,400	322,800	404,500

備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に9、200円を加算した額とする。

改正案

	105	343,700	361,600	382,700	409,100	447,800			
	106	344,000	362,100	383,100	409,500				
	107	344,300	362,600	383,500	409,900				
	108	344,600	363,100	383,900	410,300				
	109	344,800	363,400	384,300	410,800				
	110	345,100	363,900	384,700	411,200				
	111	345,400	364,400	385,100	411,600				
	112	345,700	364,800	385,500	412,000				
	113	345,900	365,200	385,900	412,500				
	114	346,200		386,300	412,900				
	115	346,500		386,700	413,300				
	116	346,800		387,100	413,700				
	117	347,000		387,500	414,200				
	118	347,300		387,900	414,500				
	119	347,600		388,300	414,800				
	120	347,900		388,700	415,100				
	121	348,100		389,100	415,500				
	122	348,400		389,400	415,800				
	123	348,700		389,700	416,100				
	124	349,000		390,000	416,400				
	125	349,200		390,100	416,800				
	126			390,200	417,100				
	127			390,300	417,400				
	128			390,400	417,700				
	129			390,600	418,100				
	130			390,700	418,400				
	131			390,800	418,700				
	132			390,900	419,000				
	133			391,000	419,400				
	134			391,100	419,700				
	135			391,200	420,000				
	136			391,300	420,300				
	137			391,400	420,700				
	138			391,500					
	139			391,600					
	140			391,700					
	141			391,800					
	142			391,900					
	143			392,000					
	144			392,100					
	145			392,200					
	146			392,300					
	147			392,400					
	148			392,500					
	149			392,600					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		223,800	241,000	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

現 行

	105	333,700	351,400	372,300	398,700	437,300			
	106	334,000	351,900	372,700	399,100				
	107	334,300	352,400	373,100	399,500				
	108	334,600	352,900	373,500	399,900				
	109	334,800	353,300	373,900	400,400				
	110	335,100	353,800	374,300	400,800				
	111	335,400	354,300	374,700	401,200				
	112	335,700	354,800	375,100	401,600				
	113	335,900	355,200	375,500	402,100				
	114	336,200		375,900	402,500				
	115	336,500		376,300	402,900				
	116	336,800		376,700	403,300				
	117	337,000		377,100	403,800				
	118	337,300		377,500	404,100				
	119	337,600		377,900	404,400				
	120	337,900		378,300	404,700				
	121	338,100		378,700	405,100				
	122	338,400		379,000	405,400				
	123	338,700		379,300	405,700				
	124	339,000		379,600	406,000				
	125	339,200		379,700	406,400				
	126			379,800	406,700				
	127			379,900	407,000				
	128			380,000	407,300				
	129			380,200	407,700				
	130			380,300	408,000				
	131			380,400	408,300				
	132			380,500	408,600				
	133			380,600	409,000				
	134			380,700	409,300				
	135			380,800	409,600				
	136			380,900	409,900				
	137			381,000	410,300				
	138			381,100					
	139			381,200					
	140			381,300					
	141			381,400					
	142			381,500					
	143			381,600					
	144			381,700					
	145			381,800					
	146			381,900					
	147			382,000					
	148			382,100					
	149			382,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		213,800	231,100	259,000	281,000	318,600	353,700	380,100	417,400

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第2条関係】

改正後	改正前
○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (義務教育等教員特別手当) 第16条の4 義務教育等教員特別手当は、高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額、<u>は、8,600円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に</u>応じて、<u>人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会規則で定める。</u> 3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する義務教育等教員特別手当の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 別表第5 (表省略) 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額に<u>あってはこの表の額に13,500円、5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。</u> 別表第5の2 (表省略) 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職	○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (義務教育等教員特別手当) 第16条の4 義務教育等教員特別手当は、高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の適用を受ける職員に支給する。 2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に</u>応じて、人事委員会規則で定める。 3 第16条の2の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される職員に対する義務教育等教員特別手当の月額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 4 前3項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 別表第5 (表省略) 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、<u>この表の額に8,900円を加算した額とする。</u> 別表第5の2 (表省略) 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職

改正後	改正前
員の給料月額<u>にあっては</u>この表の額に<u>13,600円、5級である職員の給料月額にあっては</u>この表の額に<u>4,000円をそれぞれ加算した額とする。</u>	員の給料月額は、<u>この表の額に9,200円を加算した額とする。</u>

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第3条関係】

改正後	改正前
○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第4条 新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。 2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。)にあっては、57歳)を超える職員並びに行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。	○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第4条 新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。 2 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、人事委員会規則の定めるところにより決定する。 3 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。 4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 5 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員及び大学教育職給料表の適用を受ける職員(助手を除く。)にあっては、57歳)を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

改正後	改正前
7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。	7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
9 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の基準給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。	9 川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の基準給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
10 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定及び前項の規定により算出した額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (扶養手当)	10 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定及び前項の規定により算出した額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。 (扶養手当)
第6条 扶養手当は、扶養親族のある <u>全ての</u> 職員に対して支給する。	第6条 扶養手当は、扶養親族のある <u>すべての</u> 職員に対して支給する。
2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
<u>削る</u>	<u>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を</u>
<u>(1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>	<u>含む。以下同じ。)</u>
<u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>	<u>(2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>
<u>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</u>	<u>(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u>
<u>(4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u>	<u>(4) 60歳以上の父母及び祖父母</u>
<u>(5) 心身に著しい障害がある者</u>	<u>(5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u>
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族 <u>(以下「扶養親族としての子」という。)</u> については1人につき <u>13,000円</u> 、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき <u>7,000円</u> とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号 <u>及び第3号から第6号までのいずれかに</u> 該当する扶養親族については1人につき <u>7,000円</u> 、同項第2号に該当する扶養親族 <u>(以下「扶養親族としての子」という。)</u> については1人につき <u>10,000円</u> とする。

改正後	改正前
4 扶養親族としての子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	4 扶養親族としての子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定 その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 削る。	第6条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を任命権者に届け出なければならない。 （1） 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合 （2） 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。） 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

改正後	改正前
(地域手当) <u>第6条の2</u> 職員に地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。 3 前2項の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (通勤手当) <u>第7条の2</u> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員	3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (地域手当) <u>第6条の3</u> 職員に地域手当を支給する。 2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。 3 前2項の規定による地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (通勤手当) <u>第7条の2</u> 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。） (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で人事委員会規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員

改正後	改正前
を除く。) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>150,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>150,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>66,400円</u>を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額	を除く。) (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が<u>55,000円</u>を超えるときは、支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が<u>55,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額） (2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u> ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

改正後	改正前
(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>150,000</u>円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>150,000</u>円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円 ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円 ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円 コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円 サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円 シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円 ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円 (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が<u>55,000</u>円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>55,000</u>円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は

改正後	改正前
前号に定める額 3 前項の規定にかかわらず、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で人事委員会規則で定めるものの通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第2号に該当する職員 前項第2号に定める額に2,500円を加算した額 (2) 第1項第3号に該当する職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に2,500円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に2,500円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額 4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の翌月の人事委員会規則で定める日に支給する。 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (単身赴任手当) 第7条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者<u>（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>と別居することとなった職員で、当該異動	前号に定める額 3 前項の規定にかかわらず、自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で人事委員会規則で定めるものの通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 第1項第2号に該当する職員 前項第2号に定める額に2,500円を加算した額 (2) 第1項第3号に該当する職員 前項第3号の規定中「前2号に定める額」とあるのは「第1号に定める額及び前号に定める額に2,500円を加算した額」と、「前号に定める額」とあるのは「前号に定める額に2,500円を加算した額」と読み替えて同号の規定を適用して得た額 4 通勤手当は、支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあっては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の翌月の人事委員会規則で定める日に支給する。 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の人事委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して人事委員会規則で定める額を返納させるものとする。 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (単身赴任手当) 第7条の3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署

改正後	改正前
又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。 3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員</u><u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。（期末手当） 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準	に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。 2 単身赴任手当の月額、30,000円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）とする。 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。（期末手当） 第14条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第14条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第14条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準

改正後	改正前
日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。	日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の71.25</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の72.5</u>）を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。
3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。	3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。	4 行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表ごとに規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定めるものにあつては、その額に管理職手当の月額を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。	5 任命権者が必要と認める場合は、予算の範囲内において第2項に定める支給額を増加することができる。
6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）	6 前各項に定めるもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （勤勉手当）
第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とす	第15条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても、同様とす

改正後	改正前
る。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の51.25</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （産業教育手当） 第16条の3 産業教育手当は、工業に関する課程を置く市立高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担当する教員及び実習助手のうち人事委員会が定めるものに支給する。 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の産業教育手当の月額は、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる	る。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、その者の勤務期間及び勤務成績に応じ規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。 4 第14条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第15条第3項」と読み替えるものとする。 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条の2中「前条第1項」とあるのは「第15条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第15条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。 6 前各項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。 （産業教育手当） 第16条の3 産業教育手当は、工業に関する課程を置く市立高等学校において、実習を伴う工業に関する科目を主として担当する教員及び実習助手のうち人事委員会が定めるものに支給する。 2 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の産業教育手当の月額は、第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる

改正後	改正前																				
額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。	額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>産業教育手当の月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>38,000円。ただし、1号給から<u>32号給</u>までの者にあつては、34,000円</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>38,000円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	産業教育手当の月額	1 級	21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円	2 級	38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円	3 級	38,000円。ただし、1号給から <u>32号給</u> までの者にあつては、34,000円	4 級	38,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>産業教育手当の月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>38,000円。ただし、1号給から<u>64号給</u>までの者にあつては、34,000円</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>38,000円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	産業教育手当の月額	1 級	21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円	2 級	38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円	3 級	38,000円。ただし、1号給から <u>64号給</u> までの者にあつては、34,000円	4 級	38,000円
職務の級	産業教育手当の月額																				
1 級	21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円																				
2 級	38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円																				
3 級	38,000円。ただし、1号給から <u>32号給</u> までの者にあつては、34,000円																				
4 級	38,000円																				
職務の級	産業教育手当の月額																				
1 級	21,000円。ただし、1号給から56号給までの者にあつては18,000円、57号給から116号給までの者にあつては20,000円																				
2 級	38,000円。ただし、1号給から44号給までの者にあつては23,000円、45号給から84号給までの者にあつては29,000円、85号給から120号給までの者にあつては34,000円																				
3 級	38,000円。ただし、1号給から <u>64号給</u> までの者にあつては、34,000円																				
4 級	38,000円																				
3 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の基準月額は、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員の産業教育手当の基準月額は、第3条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じて次の表に掲げる額（前条の規定により定時制教育手当の支給を受ける者にあつては、同表に掲げる額に10分の6を乗じて得た額）とする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>産業教育手当の基準月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>23,000円</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>34,000円</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>38,000円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	産業教育手当の基準月額	1 級	18,000円	2 級	23,000円	3 級	34,000円	4 級	38,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>産業教育手当の基準月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級</td><td>18,000円</td></tr> <tr> <td>2 級</td><td>23,000円</td></tr> <tr> <td>3 級</td><td>34,000円</td></tr> <tr> <td>4 級</td><td>38,000円</td></tr> </tbody> </table>	職務の級	産業教育手当の基準月額	1 級	18,000円	2 級	23,000円	3 級	34,000円	4 級	38,000円
職務の級	産業教育手当の基準月額																				
1 級	18,000円																				
2 級	23,000円																				
3 級	34,000円																				
4 級	38,000円																				
職務の級	産業教育手当の基準月額																				
1 級	18,000円																				
2 級	23,000円																				
3 級	34,000円																				
4 級	38,000円																				
4 短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、前2項の規定による額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。	4 短時間勤務職員の産業教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、前2項の規定による額に、人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。																				
5 前3項の産業教育手当について必要な事項は、人事委員会規則で定める。（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）	5 前3項の産業教育手当について必要な事項は、人事委員会規則で定める。（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）																				
第16条の7 第4条第1項から第8項まで、 <u>第5条の2及び第6条</u> の規定は、	第16条の7 第4条第1項から第8項まで <u>及び第5条の2から第6条の2ま</u>																				

改正後	改正前
定年前提再任用短時間勤務職員には適用しない。 (時間外勤務手当等の支給方法) 第17条 時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	<u>で</u>の規定は、定年前提再任用短時間勤務職員には適用しない。 (扶養手当等の支給方法) 第17条 <u>扶養手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給方法に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

改正案

	105		343,700	382,700	419,400					
	106		344,000	383,100	419,700					
	107		344,300	383,500	420,000					
	108		344,600	383,900	420,300					
	109		344,800	384,300	420,700					
	110		345,100	384,700						
	111		345,400	385,100						
	112		345,700	385,500						
	113		345,900	385,900						
	114		346,200	386,300						
	115		346,500	386,700						
	116		346,800	387,100						
	117		347,000	387,500						
	118			387,900						
	119			388,300						
	120			388,700						
	121			389,100						
	122			389,400						
	123			389,700						
	124			390,000						
	125			390,100						
	126			390,200						
	127			390,300						
	128			390,400						
	129			390,600						
	130			390,700						
	131			390,800						
	132			390,900						
	133			391,000						
	134			391,100						
	135			391,200						
	136			391,300						
	137			391,400						
	138			391,500						
	139			391,600						
	140			391,700						
	141			391,800						
	142			391,900						
	143			392,000						
	144			392,100						
	145			392,200						
	146			392,300						
	147			392,400						
	148			392,500						
	149			392,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

現行

	105		343,700	382,700	409,100	447,800				
	106		344,000	383,100	409,500					
	107		344,300	383,500	409,900					
	108		344,600	383,900	410,300					
	109		344,800	384,300	410,800					
	110		345,100	384,700	411,200					
	111		345,400	385,100	411,600					
	112		345,700	385,500	412,000					
	113		345,900	385,900	412,500					
	114		346,200	386,300	412,900					
	115		346,500	386,700	413,300					
	116		346,800	387,100	413,700					
	117		347,000	387,500	414,200					
	118			387,900	414,500					
	119			388,300	414,800					
	120			388,700	415,100					
	121			389,100	415,500					
	122			389,400	415,800					
	123			389,700	416,100					
	124			390,000	416,400					
	125			390,100	416,800					
	126			390,200	417,100					
	127			390,300	417,400					
	128			390,400	417,700					
	129			390,600	418,100					
	130			390,700	418,400					
	131			390,800	418,700					
	132			390,900	419,000					
	133			391,000	419,400					
	134			391,100	419,700					
	135			391,200	420,000					
	136			391,300	420,300					
	137			391,400	420,700					
	138			391,500						
	139			391,600						
	140			391,700						
	141			391,800						
	142			391,900						
	143			392,000						
	144			392,100						
	145			392,200						
	146			392,300						
	147			392,400						
	148			392,500						
	149			392,600						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

行 政 職 給 料 表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	180,700	193,700	257,500	324,300
	2	181,700	195,100	259,000	325,800
	3	182,700	196,500	260,500	327,400
	4	183,700	197,900	262,000	329,000
	5	184,600	199,300	263,300	330,400
	6	185,800	201,000	264,800	331,900
	7	187,000	202,700	266,300	333,400
	8	188,100	204,400	267,800	334,900
	9	189,100	206,000	269,200	336,300
	10	190,200	207,800	270,700	337,800
	11	191,300	209,600	272,200	339,300
	12	192,400	211,500	273,700	340,800
	13	193,700	213,300	275,200	342,200
	14	195,100	215,100	277,200	343,700
	15	196,500	216,900	279,200	345,200
	16	197,900	218,600	281,200	346,700
	17	199,300	220,300	283,300	348,100
	18	201,000	221,900	284,900	349,600
	19	202,700	223,500	286,500	351,100
	20	204,400	225,100	288,100	352,600
	21	206,000	226,800	289,700	354,000
	22	207,800	228,400	291,300	355,400
	23	209,600	230,000	292,900	356,800
	24	211,500	231,600	294,500	358,200
	25	213,300	233,200	296,100	359,400
	26	215,100	234,800	297,600	360,400
	27	216,900	236,400	299,100	361,400
	28	218,600	238,000	300,600	362,400
	29	220,300	239,600	302,200	363,400
	30	221,900	241,200	303,500	364,200
	31	223,500	242,800	304,800	365,000
	32	225,100	244,400	306,100	365,800
	33	226,800	246,000	307,400	366,600
	34	228,400	247,600	308,700	367,400
	35	230,000	249,200	310,000	368,200
	36	231,600	250,800	311,300	369,000
	37	233,200	252,400	312,400	369,700
	38	234,800	253,800	313,700	370,300
	39	236,400	255,200	315,000	370,900
	40	238,000	256,600	316,300	371,500
	41	239,600	257,900	317,400	372,100
	42	241,200	259,300	318,700	372,700
	43	242,800	260,700	320,000	373,300
	44	244,400	262,100	321,300	373,900
	45	246,000	263,400	322,400	374,400
	46	247,600	264,800	323,700	375,000
	47	249,200	266,200	325,000	375,600
	48	250,800	267,600	326,300	376,200

別表第2（第3条関係）

行 政 職 給 料 表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	180,700	193,700	257,500	278,800
	2	181,700	195,100	259,000	280,300
	3	182,700	196,500	260,500	281,800
	4	183,700	197,900	262,000	283,300
	5	184,600	199,300	263,300	284,800
	6	185,800	201,000	264,800	286,800
	7	187,000	202,700	266,300	288,900
	8	188,100	204,400	267,800	291,000
	9	189,100	206,000	269,200	292,900
	10	190,200	207,800	270,700	294,500
	11	191,300	209,600	272,200	296,100
	12	192,400	211,500	273,700	297,700
	13	193,700	213,300	275,200	299,400
	14	195,100	215,100	277,200	301,000
	15	196,500	216,900	279,200	302,600
	16	197,900	218,600	281,200	304,200
	17	199,300	220,300	283,300	305,800
	18	201,000	221,900	284,900	307,400
	19	202,700	223,500	286,500	309,000
	20	204,400	225,100	288,100	310,600
	21	206,000	226,800	289,700	312,000
	22	207,800	228,400	291,300	313,600
	23	209,600	230,000	292,900	315,200
	24	211,500	231,600	294,500	316,800
	25	213,300	233,200	296,100	318,200
	26	215,100	234,800	297,600	319,700
	27	216,900	236,400	299,100	321,200
	28	218,600	238,000	300,600	322,800
	29	220,300	239,600	302,200	324,300
	30	221,900	241,200	303,500	325,800
	31	223,500	242,800	304,800	327,400
	32	225,100	244,400	306,100	329,000
	33	226,800	246,000	307,400	330,400
	34	228,400	247,600	308,700	331,900
	35	230,000	249,200	310,000	333,400
	36	231,600	250,800	311,300	334,900
	37	233,200	252,400	312,400	336,300
	38	234,800	253,800	313,700	337,800
	39	236,400	255,200	315,000	339,300
	40	238,000	256,600	316,300	340,800
	41	239,600	257,900	317,400	342,200
	42	241,200	259,300	318,700	343,700
	43	242,800	260,700	320,000	345,200
	44	244,400	262,100	321,300	346,700
	45	246,000	263,400	322,400	348,100
	46	247,600	264,800	323,700	349,600
	47	249,200	266,200	325,000	351,100
	48	250,800	267,600	326,300	352,600

改 正 案

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	252,400	268,900	327,400	376,600
	50	253,200	270,300	328,600	377,100
	51	254,000	271,700	329,800	377,600
	52	254,800	273,100	331,000	378,100
	53	255,600	274,300	332,000	378,700
	54	256,400	275,700	333,100	379,200
	55	257,200	277,100	334,200	379,700
	56	258,000	278,500	335,300	380,200
	57	258,600	279,700	336,500	380,700
	58	259,400	281,000	337,600	381,200
	59	260,200	282,400	338,700	381,700
	60	260,900	283,800	339,800	382,200
	61	261,600	285,000	340,900	382,600
	62	262,400	286,300	341,800	383,100
	63	263,200	287,600	342,700	383,600
	64	263,900	288,900	343,600	384,100
	65	264,600	290,200	344,400	384,400
	66	265,000	291,500	345,100	384,900
	67	265,400	292,800	345,800	385,400
	68	265,800	294,100	346,500	385,900
	69	266,200	295,200	347,100	386,200
	70	266,500	296,400	347,700	386,600
	71	266,800	297,700	348,300	387,000
	72	267,100	299,000	348,900	387,400
	73	267,300	300,100	349,500	387,800
	74	267,600	301,300	350,100	388,200
	75	267,900	302,500	350,700	388,600
	76	268,200	303,700	351,300	389,000
	77	268,300	304,900	351,800	389,400
	78		306,100	352,400	389,800
	79		307,300	353,000	390,200
	80		308,500	353,600	390,600
	81		309,700	354,000	391,000
	82		310,800	354,500	391,400
	83		311,900	355,000	391,800
	84		313,000	355,500	392,200
	85		314,200	355,900	392,600
	86		315,000	356,400	393,000
	87		315,800	356,900	393,400
	88		316,600	357,400	393,800
	89		317,300	357,700	394,200
	90		318,100	358,100	394,500
	91		318,900	358,500	394,800
	92		319,700	358,900	395,100
	93		320,400	359,400	395,500
	94		320,800	359,800	395,800
	95		321,200	360,200	396,100
	96		321,600	360,600	396,400
	97		322,000	361,000	396,800
	98		322,400	361,400	397,100
	99		322,800	361,800	397,400
	100		323,200	362,200	397,700
	101		323,600	362,600	398,000
	102		324,000	363,000	398,300
	103		324,400	363,400	398,600
	104		324,800	363,800	398,900

現 行

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	252,400	268,900	327,400	354,000
	50	253,200	270,300	328,600	355,400
	51	254,000	271,700	329,800	356,800
	52	254,800	273,100	331,000	358,200
	53	255,600	274,300	332,000	359,400
	54	256,400	275,700	333,100	360,400
	55	257,200	277,100	334,200	361,400
	56	258,000	278,500	335,300	362,400
	57	258,600	279,700	336,500	363,400
	58	259,400	281,000	337,600	364,200
	59	260,200	282,400	338,700	365,000
	60	260,900	283,800	339,800	365,800
	61	261,600	285,000	340,900	366,600
	62	262,400	286,300	341,800	367,400
	63	263,200	287,600	342,700	368,200
	64	263,900	288,900	343,600	369,000
	65	264,600	290,200	344,400	369,700
	66	265,000	291,500	345,100	370,300
	67	265,400	292,800	345,800	370,900
	68	265,800	294,100	346,500	371,500
	69	266,200	295,200	347,100	372,100
	70	266,500	296,400	347,700	372,700
	71	266,800	297,700	348,300	373,300
	72	267,100	299,000	348,900	373,900
	73	267,300	300,100	349,500	374,400
	74	267,600	301,300	350,100	375,000
	75	267,900	302,500	350,700	375,600
	76	268,200	303,700	351,300	376,200
	77	268,300	304,900	351,800	376,600
	78		306,100	352,400	377,100
	79		307,300	353,000	377,600
	80		308,500	353,600	378,100
	81		309,700	354,000	378,700
	82		310,800	354,500	379,200
	83		311,900	355,000	379,700
	84		313,000	355,500	380,200
	85		314,200	355,900	380,700
	86		315,000	356,400	381,200
	87		315,800	356,900	381,700
	88		316,600	357,400	382,200
	89		317,300	357,700	382,600
	90		318,100	358,100	383,100
	91		318,900	358,500	383,600
	92		319,700	358,900	384,100
	93		320,400	359,400	384,400
	94		320,800	359,800	384,900
	95		321,200	360,200	385,400
	96		321,600	360,600	385,900
	97		322,000	361,000	386,200
	98		322,400	361,400	386,600
	99		322,800	361,800	387,000
	100		323,200	362,200	387,400
	101		323,600	362,600	387,800
	102		324,000	363,000	388,200
	103		324,400	363,400	388,600
	104		324,800	363,800	389,000

改 正 案

	105		325, 100	364, 200	399, 200
	106		325, 500	364, 600	399, 500
	107		325, 900	365, 000	399, 800
	108		326, 300	365, 400	400, 100
	109		326, 600	365, 700	400, 400
	110		327, 000	366, 100	
	111		327, 400	366, 500	
	112		327, 800	366, 900	
	113		328, 000	367, 200	
	114		328, 400	367, 600	
	115		328, 800	368, 000	
	116		329, 200	368, 400	
	117		329, 400	368, 700	
	118			369, 100	
	119			369, 500	
	120			369, 900	
	121			370, 200	
	122			370, 500	
	123			370, 800	
	124			371, 100	
	125			371, 200	
	126			371, 300	
	127			371, 400	
	128			371, 500	
	129			371, 600	
	130			371, 700	
	131			371, 800	
	132			371, 900	
	133			372, 000	
	134			372, 100	
	135			372, 200	
	136			372, 300	
	137			372, 400	
	138			372, 500	
	139			372, 600	
	140			372, 700	
	141			372, 800	
	142			372, 900	
	143			373, 000	
	144			373, 100	
	145			373, 200	
	146			373, 300	
	147			373, 400	
	148			373, 500	
	149			373, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		178, 000	214, 200	255, 700	276, 500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

現 行

	105		325, 100	364, 200	389, 400
	106		325, 500	364, 600	389, 800
	107		325, 900	365, 000	390, 200
	108		326, 300	365, 400	390, 600
	109		326, 600	365, 700	391, 000
	110		327, 000	366, 100	391, 400
	111		327, 400	366, 500	391, 800
	112		327, 800	366, 900	392, 200
	113		328, 000	367, 200	392, 600
	114		328, 400	367, 600	393, 000
	115		328, 800	368, 000	393, 400
	116		329, 200	368, 400	393, 800
	117		329, 400	368, 700	394, 200
	118			369, 100	394, 500
	119			369, 500	394, 800
	120			369, 900	395, 100
	121			370, 200	395, 500
	122			370, 500	395, 800
	123			370, 800	396, 100
	124			371, 100	396, 400
	125			371, 200	396, 800
	126			371, 300	397, 100
	127			371, 400	397, 400
	128			371, 500	397, 700
	129			371, 600	398, 000
	130			371, 700	398, 300
	131			371, 800	398, 600
	132			371, 900	398, 900
	133			372, 000	399, 200
	134			372, 100	399, 500
	135			372, 200	399, 800
	136			372, 300	400, 100
	137			372, 400	400, 400
	138			372, 500	
	139			372, 600	
	140			372, 700	
	141			372, 800	
	142			372, 900	
	143			373, 000	
	144			373, 100	
	145			373, 200	
	146			373, 300	
	147			373, 400	
	148			373, 500	
	149			373, 600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		178, 000	214, 200	255, 700	276, 500

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第3（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	306,200 円	382,000 円	435,000 円	492,600 円	597,000 円
	2	309,100	384,300	437,100	494,900	603,400
	3	311,900	386,500	439,200	497,200	608,700
	4	314,700	388,700	441,200	499,400	613,100
	5	317,500	390,900	443,200	501,500	617,400
	6	320,400	393,400	445,600	503,600	620,900
	7	323,300	395,900	448,000	505,700	624,400
	8	326,200	398,300	450,400	507,700	627,400
	9	329,000	400,700	452,700	509,500	629,900
	10	331,900	402,800	454,900	511,600	631,900
	11	334,800	404,800	457,000	513,700	
	12	337,700	406,800	459,100	515,700	
	13	340,500	408,800	461,200	517,400	
	14	342,700	410,700	463,200	519,500	
	15	344,800	412,500	465,200	521,500	
	16	346,900	414,300	467,200	523,500	
	17	349,000	416,100	469,200	525,300	
	18	351,000	417,900	471,200	527,100	
	19	353,000	419,700	473,200	528,900	
	20	355,000	421,400	475,100	530,700	
	21	356,900	423,100	477,000	532,500	
	22	358,900	424,800	479,000	534,200	
	23	360,800	426,500	481,000	535,900	
	24	362,600	428,200	482,900	537,600	
	25	364,400	429,900	484,800	539,000	
	26	366,300	431,700	486,300	540,400	
	27	368,100	433,400	487,700	541,800	
	28	369,900	435,100	489,100	543,100	
	29	371,600	436,700	490,500	544,400	
	30	373,500	438,400	492,000	545,600	
	31	375,300	440,100	493,400	546,700	
	32	377,100	441,800	494,800	547,800	
	33	378,800	443,500	496,200	548,800	
	34		445,200	497,600	550,000	
	35		446,900	499,000	551,200	
	36		448,600	500,400	552,200	
	37		450,300	501,800	553,200	
	38			503,200	554,200	
	39			504,600	555,200	
	40			506,000	556,200	
	41			507,400	557,200	
	42			508,800	558,200	
	43			510,200	559,200	
	44			511,600	560,200	
	45			513,000	561,200	
	46			514,400	562,200	
	47			515,800	563,200	
	48			517,200	564,200	

別表第3（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（1）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	306,200 円	382,000 円	427,100 円	463,700 円	512,900 円
	2	309,100	384,300	429,100	466,200	515,300
	3	311,900	386,500	431,100	468,700	517,700
	4	314,700	388,700	433,100	471,200	520,000
	5	317,500	390,900	435,000	473,700	522,300
	6	320,400	393,400	437,100	476,200	524,600
	7	323,300	395,900	439,200	478,700	526,900
	8	326,200	398,300	441,200	481,100	529,200
	9	329,000	400,700	443,200	483,500	531,300
	10	331,900	402,800	445,600	485,800	533,600
	11	334,800	404,800	448,000	488,100	535,900
	12	337,700	406,800	450,400	490,400	538,200
	13	340,500	408,800	452,700	492,600	540,100
	14	342,700	410,700	454,900	494,900	542,400
	15	344,800	412,500	457,000	497,200	544,700
	16	346,900	414,300	459,100	499,400	547,000
	17	349,000	416,100	461,200	501,500	548,900
	18	351,000	417,900	463,200	503,600	551,100
	19	353,000	419,700	465,200	505,700	553,300
	20	355,000	421,400	467,200	507,700	555,500
	21	356,900	423,100	469,200	509,500	557,700
	22	358,900	424,800	471,200	511,600	559,900
	23	360,800	426,500	473,200	513,700	562,100
	24	362,600	428,200	475,100	515,700	564,300
	25	364,400	429,900	477,000	517,400	566,300
	26	366,300	431,700	479,000	519,500	568,400
	27	368,100	433,400	481,000	521,500	570,500
	28	369,900	435,100	482,900	523,500	572,600
	29	371,600	436,700	484,800	525,300	574,500
	30	373,500	438,400	486,300	527,100	576,200
	31	375,300	440,100	487,700	528,900	577,900
	32	377,100	441,800	489,100	530,700	579,600
	33	378,800	443,500	490,500	532,500	581,200
	34		445,200	492,000	534,200	582,800
	35		446,900	493,400	535,900	584,400
	36		448,600	494,800	537,600	586,000
	37		450,300	496,200	539,000	587,200
	38			497,600	540,400	588,500
	39			499,000	541,800	589,800
	40			500,400	543,100	591,100
	41			501,800	544,400	592,100
	42			503,200	545,600	593,100
	43			504,600	546,700	594,100
	44			506,000	547,800	595,100
	45			507,400	548,800	596,000
	46			508,800	550,000	597,000
	47			510,200	551,200	598,000
	48			511,600	552,200	599,000

改 正 案

	49			518,400	565,100	
	50			519,200	566,100	
	51			520,000	567,100	
	52			520,800	568,100	
	53			521,600	569,000	
	54			522,400	569,900	
	55			523,100	570,800	
	56			523,800	571,700	
	57			524,400	572,500	
	58			525,200	573,300	
	59			526,000	574,100	
	60			526,700	574,900	
	61			527,200	575,700	
	62			528,000	576,500	
	63			528,800	577,300	
	64			529,400	578,100	
	65			529,900	578,900	
	66			530,600		
	67			531,300		
	68			532,000		
	69			532,600		
	70			533,300		
	71			534,000		
	72			534,700		
	73			535,300		
	74			536,000		
	75			536,700		
	76			537,400		
	77			537,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		311,100	379,100	423,400	459,800	509,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

現 行

	49			513,000	553,200	599,900
	50			514,400	554,200	600,800
	51			515,800	555,200	601,700
	52			517,200	556,200	602,600
	53			518,400	557,200	603,400
	54			519,200	558,200	604,300
	55			520,000	559,200	605,200
	56			520,800	560,200	606,100
	57			521,600	561,200	606,900
	58			522,400	562,200	607,800
	59			523,100	563,200	608,700
	60			523,800	564,200	609,600
	61			524,400	565,100	610,400
	62			525,200	566,100	611,300
	63			526,000	567,100	612,200
	64			526,700	568,100	613,100
	65			527,200	569,000	613,900
	66			528,000	569,900	614,800
	67			528,800	570,800	615,700
	68			529,400	571,700	616,600
	69			529,900	572,500	617,400
	70			530,600	573,300	618,300
	71			531,300	574,100	619,200
	72			532,000	574,900	620,100
	73			532,600	575,700	620,900
	74			533,300	576,500	621,800
	75			534,000	577,300	622,700
	76			534,700	578,100	623,600
	77			535,300	578,900	624,400
	78			536,000		
	79			536,700		
	80			537,400		
	81			537,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		311,100	379,100	423,400	459,800	509,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

改 正 案

現 行

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	200,700	270,600	341,400	394,200	435,800	485,900
	2	189,000	202,400	272,200	342,900	396,000	437,000	491,300
	3	189,900	204,100	273,800	344,400	397,800	438,200	496,400
	4	190,800	205,800	275,400	345,900	399,600	439,400	501,000
	5	191,700	207,600	277,100	347,400	401,200	440,600	505,000
	6	192,800	209,400	278,700	348,900	402,800	441,400	508,500
	7	193,900	211,200	280,300	350,400	404,400	442,200	511,500
	8	195,000	213,000	281,900	351,900	406,000	443,000	514,000
	9	196,000	214,700	283,600	353,300	407,700	443,600	516,000
	10	197,300	216,600	285,200	354,800	409,000	444,300	518,000
	11	198,400	218,500	286,800	356,300	410,300	445,000	
	12	199,600	220,400	288,400	357,800	411,600	445,700	
	13	200,700	222,400	290,100	359,200	412,900	446,200	
	14	202,400	224,200	291,700	360,700	413,900	446,900	
	15	204,100	226,000	293,300	362,200	414,900	447,600	
	16	205,800	227,800	294,900	363,700	415,900	448,300	
	17	207,600	229,700	296,600	365,100	416,800	448,800	
	18	209,400	231,400	298,200	366,600	417,500	449,400	
	19	211,200	233,100	299,800	368,100	418,200	450,000	
	20	213,000	234,800	301,400	369,600	418,900	450,600	
	21	214,700	236,400	303,100	371,000	419,700	451,300	
	22	216,600	238,100	304,700	372,500	420,300	451,900	
	23	218,500	239,800	306,300	374,000	420,900	452,500	
	24	220,400	241,500	307,900	375,500	421,500	453,100	
	25	222,400	243,100	309,600	376,900	422,200	453,600	
	26	224,200	244,700	311,600	378,200	422,800	454,200	
	27	226,000	246,400	313,600	379,500	423,400	454,800	
	28	227,800	248,100	315,600	380,800	424,000	455,400	
	29	229,700	249,800	317,700	382,000	424,700	455,900	
	30	231,400	251,400	319,100	382,900	425,300	456,500	
	31	233,100	253,100	320,500	383,800	425,900	457,100	
	32	234,800	254,800	321,900	384,700	426,500	457,700	
	33	236,400	256,500	323,200	385,500	427,100	458,200	
	34	238,100	258,100	324,500	386,300	427,700	458,800	
	35	239,800	259,800	325,800	387,100	428,300	459,400	
	36	241,500	261,500	327,100	387,900	428,900	460,000	
	37	243,100	263,200	328,500	388,800	429,300	460,400	
	38	244,700	264,800	329,800	389,400	429,900	460,900	
	39	246,400	266,400	331,100	390,000	430,500	461,400	
	40	248,100	267,900	332,500	390,600	431,100	461,900	
	41	249,800	269,300	333,800	391,300	431,500	462,500	
	42	251,400	270,800	335,100	391,900	432,100	463,000	
	43	253,100	272,300	336,400	392,500	432,700	463,500	
	44	254,800	273,800	337,800	393,100	433,300	464,000	
	45	256,500	275,300	339,100	393,700	433,700	464,600	
	46	258,100	276,800	340,400	394,300	434,300	465,100	
	47	259,800	278,300	341,700	394,900	434,900	465,600	
	48	261,500	279,800	343,100	395,500	435,500	466,100	

別表第4（第3条関係）

医 療 職 給 料 表（2）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	200,700	270,600	293,200	330,800	366,000	392,500
	2	189,000	202,400	272,200	294,900	332,800	368,100	395,100
	3	189,900	204,100	273,800	296,600	334,800	370,200	397,700
	4	190,800	205,800	275,400	298,300	336,800	372,300	400,300
	5	191,700	207,600	277,100	300,000	338,900	374,300	402,800
	6	192,800	209,400	278,700	301,700	340,900	376,400	405,400
	7	193,900	211,200	280,300	303,400	342,900	378,500	408,000
	8	195,000	213,000	281,900	305,100	344,900	380,600	410,600
	9	196,000	214,700	283,600	306,800	347,000	382,600	413,300
	10	197,300	216,600	285,200	308,500	349,000	385,200	416,100
	11	198,400	218,500	286,800	310,200	351,000	387,800	418,900
	12	199,600	220,400	288,400	311,900	353,000	390,400	421,700
	13	200,700	222,400	290,100	313,600	355,100	392,900	424,400
	14	202,400	224,200	291,700	315,400	357,100	395,200	427,100
	15	204,100	226,000	293,300	317,200	359,100	397,500	429,800
	16	205,800	227,800	294,900	319,000	361,100	399,800	432,500
	17	207,600	229,700	296,600	320,800	363,200	402,200	435,000
	18	209,400	231,400	298,200	322,800	365,300	404,500	437,700
	19	211,200	233,100	299,800	324,800	367,400	406,800	440,400
	20	213,000	234,800	301,400	326,800	369,500	409,100	443,100
	21	214,700	236,400	303,100	328,900	371,400	411,300	445,600
	22	216,600	238,100	304,700	330,500	373,400	413,100	447,800
	23	218,500	239,800	306,300	332,100	375,400	414,900	450,000
	24	220,400	241,500	307,900	333,700	377,400	416,700	452,200
	25	222,400	243,100	309,600	335,400	379,400	418,600	454,500
	26	224,200	244,700	311,600	336,900	381,300	420,900	456,700
	27	226,000	246,400	313,600	338,400	383,200	423,200	458,900
	28	227,800	248,100	315,600	339,900	385,100	425,500	461,100
	29	229,700	249,800	317,700	341,400	386,800	427,700	463,200
	30	231,400	251,400	319,100	342,900	388,700	429,700	465,400
	31	233,100	253,100	320,500	344,400	390,600	431,700	467,600
	32	234,800	254,800	321,900	345,900	392,500	433,700	469,800
	33	236,400	256,500	323,200	347,400	394,200	435,800	471,800
	34	238,100	258,100	324,500	348,900	396,000	437,000	473,400
	35	239,800	259,800	325,800	350,400	397,800	438,200	475,000
	36	241,500	261,500	327,100	351,900	399,600	439,400	476,600
	37	243,100	263,200	328,500	353,300	401,200	440,600	478,100
	38	244,700	264,800	329,800	354,800	402,800	441,400	478,900
	39	246,400	266,400	331,100	356,300	404,400	442,200	479,700
	40	248,100	267,900	332,500	357,800	406,000	443,000	480,500
	41	249,800	269,300	333,800	359,200	407,700	443,600	481,100
	42	251,400	270,800	335,100	360,700	409,000	444,300	481,800
	43	253,100	272,300	336,400	362,200	410,300	445,000	482,500
	44	254,800	273,800	337,800	363,700	411,600	445,700	483,200
	45	256,500	275,300	339,100	365,100	412,900	446,200	483,800
	46	258,100	276,800	340,400	366,600	413,900	446,900	484,500
	47	259,800	278,300	341,700	368,100	414,900	447,600	485,200
	48	261,500	279,800	343,100	369,600	415,900	448,300	485,900

改 正 案

	49	263,200	281,100	344,400	395,900	435,900	466,700	
	50	264,800	282,600	345,700	396,400	436,400	467,200	
	51	266,400	284,100	347,000	396,900	436,900	467,700	
	52	267,900	285,600	348,300	397,400	437,400	468,200	
	53	269,300	286,900	349,500	397,900	437,900	468,800	
	54	270,800	288,400	350,800	398,400	438,400		
	55	272,300	289,900	352,100	398,900	438,900		
	56	273,800	291,400	353,400	399,400	439,400		
	57	275,300	292,700	354,600	399,900	439,900		
	58	276,800	294,100	355,600	400,400	440,400		
	59	278,300	295,500	356,600	400,900	440,900		
	60	279,800	296,900	357,600	401,400	441,400		
	61	281,100	298,400	358,500	401,900	441,900		
	62	282,600	299,700	359,400	402,400	442,400		
	63	284,100	301,000	360,300	402,900	442,900		
	64	285,600	302,300	361,200	403,400	443,400		
	65	286,900	303,700	361,900	403,800	443,900		
	66	288,400	305,000	362,600	404,300	444,400		
	67	289,900	306,300	363,300	404,800	444,900		
	68	291,400	307,600	364,000	405,300	445,400		
	69	292,700	309,000	364,500	405,700	445,900		
	70	294,100	310,300	365,200	406,100	446,400		
	71	295,500	311,600	365,900	406,500	446,900		
	72	296,900	312,900	366,600	406,900	447,400		
	73	298,400	314,300	367,100	407,400	447,800		
	74	299,700	315,600	367,700	407,800			
	75	301,000	316,900	368,300	408,200			
	76	302,300	318,200	369,000	408,600			
	77	303,700	319,600	369,500	409,100			
	78		320,900	370,100	409,500			
	79		322,200	370,700	409,900			
	80		323,500	371,300	410,300			
	81		324,900	371,900	410,800			
	82		326,000	372,400	411,200			
	83		327,100	373,000	411,600			
	84		328,200	373,500	412,000			
	85		329,300	373,900	412,500			
	86		330,300	374,400	412,900			
	87		331,300	374,900	413,300			
	88		332,300	375,400	413,700			
	89		333,300	375,800	414,200			
	90		334,300	376,300	414,500			
	91		335,300	376,800	414,800			
	92		336,300	377,300	415,100			
	93		337,100	377,600	415,500			
	94		337,800	378,000	415,800			
	95		338,500	378,500	416,100			
	96		339,200	379,000	416,400			
	97		339,700	379,300	416,800			
	98		340,300	379,700	417,100			
	99		340,900	380,100	417,400			
	100		341,500	380,500	417,700			
	101		342,100	381,000	418,100			
	102		342,500	381,400	418,400			
	103		342,900	381,800	418,700			
	104		343,300	382,200	419,000			

現 行

	49	263,200	281,100	344,400	371,000	416,800	448,800	486,500
	50	264,800	282,600	345,700	372,500	417,500	449,400	487,200
	51	266,400	284,100	347,000	374,000	418,200	450,000	487,900
	52	267,900	285,600	348,300	375,500	418,900	450,600	488,600
	53	269,300	286,900	349,500	376,900	419,700	451,300	489,200
	54	270,800	288,400	350,800	378,200	420,300	451,900	489,900
	55	272,300	289,900	352,100	379,500	420,900	452,500	490,600
	56	273,800	291,400	353,400	380,800	421,500	453,100	491,300
	57	275,300	292,700	354,600	382,000	422,200	453,600	491,900
	58	276,800	294,100	355,600	382,900	422,800	454,200	492,600
	59	278,300	295,500	356,600	383,800	423,400	454,800	493,300
	60	279,800	296,900	357,600	384,700	424,000	455,400	494,000
	61	281,100	298,400	358,500	385,500	424,700	455,900	494,600
	62	282,600	299,700	359,400	386,300	425,300	456,500	495,200
	63	284,100	301,000	360,300	387,100	425,900	457,100	495,800
	64	285,600	302,300	361,200	387,900	426,500	457,700	496,400
	65	286,900	303,700	361,900	388,800	427,100	458,200	496,900
	66	288,400	305,000	362,600	389,400	427,700	458,800	497,500
	67	289,900	306,300	363,300	390,000	428,300	459,400	498,100
	68	291,400	307,600	364,000	390,600	428,900	460,000	498,700
	69	292,700	309,000	364,500	391,300	429,300	460,400	499,200
	70	294,100	310,300	365,200	391,900	429,900	460,900	499,800
	71	295,500	311,600	365,900	392,500	430,500	461,400	500,400
	72	296,900	312,900	366,600	393,100	431,100	461,900	501,000
	73	298,400	314,300	367,100	393,700	431,500	462,500	501,500
	74	299,700	315,600	367,700	394,300	432,100	463,000	502,100
	75	301,000	316,900	368,300	394,900	432,700	463,500	502,700
	76	302,300	318,200	369,000	395,500	433,300	464,000	503,300
	77	303,700	319,600	369,500	395,900	433,700	464,600	503,800
	78		320,900	370,100	396,400	434,300	465,100	
	79		322,200	370,700	396,900	434,900	465,600	
	80		323,500	371,300	397,400	435,500	466,100	
	81		324,900	371,900	397,900	435,900	466,700	
	82		326,000	372,400	398,400	436,400	467,200	
	83		327,100	373,000	398,900	436,900	467,700	
	84		328,200	373,500	399,400	437,400	468,200	
	85		329,300	373,900	399,900	437,900	468,800	
	86		330,300	374,400	400,400	438,400		
	87		331,300	374,900	400,900	438,900		
	88		332,300	375,400	401,400	439,400		
	89		333,300	375,800	401,900	439,900		
	90		334,300	376,300	402,400	440,400		
	91		335,300	376,800	402,900	440,900		
	92		336,300	377,300	403,400	441,400		
	93		337,100	377,600	403,800	441,900		
	94		337,800	378,000	404,300	442,400		
	95		338,500	378,500	404,800	442,900		
	96		339,200	379,000	405,300	443,400		
	97		339,700	379,300	405,700	443,900		
	98		340,300	379,700	406,100	444,400		
	99		340,900	380,100	406,500	444,900		
	100		341,500	380,500	406,900	445,400		
	101		342,100	381,000	407,400	445,900		
	102		342,500	381,400	407,800	446,400		
	103		342,900	381,800	408,200	446,900		
	104		343,300	382,200	408,600	447,400		

改 正 案

	105		343,700	382,700	419,400			
	106		344,000	383,100	419,700			
	107		344,300	383,500	420,000			
	108		344,600	383,900	420,300			
	109		344,800	384,300	420,700			
	110		345,100	384,700				
	111		345,400	385,100				
	112		345,700	385,500				
	113		345,900	385,900				
	114		346,200	386,300				
	115		346,500	386,700				
	116		346,800	387,100				
	117		347,000	387,500				
	118			387,900				
	119			388,300				
	120			388,700				
	121			389,100				
	122			389,400				
	123			389,700				
	124			390,000				
	125			390,100				
	126			390,200				
	127			390,300				
	128			390,400				
	129			390,600				
	130			390,700				
	131			390,800				
	132			390,900				
	133			391,000				
	134			391,100				
	135			391,200				
	136			391,300				
	137			391,400				
	138			391,500				
	139			391,600				
	140			391,700				
	141			391,800				
	142			391,900				
	143			392,000				
	144			392,100				
	145			392,200				
	146			392,300				
	147			392,400				
	148			392,500				
	149			392,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

現 行

	105		343,700	382,700	409,100	447,800		
	106		344,000	383,100	409,500			
	107		344,300	383,500	409,900			
	108		344,600	383,900	410,300			
	109		344,800	384,300	410,800			
	110		345,100	384,700	411,200			
	111		345,400	385,100	411,600			
	112		345,700	385,500	412,000			
	113		345,900	385,900	412,500			
	114		346,200	386,300	412,900			
	115		346,500	386,700	413,300			
	116		346,800	387,100	413,700			
	117		347,000	387,500	414,200			
	118			387,900	414,500			
	119			388,300	414,800			
	120			388,700	415,100			
	121			389,100	415,500			
	122			389,400	415,800			
	123			389,700	416,100			
	124			390,000	416,400			
	125			390,100	416,800			
	126			390,200	417,100			
	127			390,300	417,400			
	128			390,400	417,700			
	129			390,600	418,100			
	130			390,700	418,400			
	131			390,800	418,700			
	132			390,900	419,000			
	133			391,000	419,400			
	134			391,100	419,700			
	135			391,200	420,000			
	136			391,300	420,300			
	137			391,400	420,700			
	138			391,500				
	139			391,600				
	140			391,700				
	141			391,800				
	142			391,900				
	143			392,000				
	144			392,100				
	145			392,200				
	146			392,300				
	147			392,400				
	148			392,500				
	149			392,600				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		186,300	224,800	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

別表第４の２（第３条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	259,500	325,900	368,500	472,300
	2	261,500	328,000	371,000	485,900
	3	263,400	330,100	373,400	497,800
	4	265,300	332,100	375,800	508,500
	5	267,000	334,100	377,400	518,400
	6	269,000	336,200	379,100	527,000
	7	270,900	338,300	380,800	535,400
	8	272,800	340,300	382,400	542,900
	9	274,600	342,300	383,900	549,300
	10	276,600	344,300	385,500	554,700
	11	278,600	346,300	387,100	559,300
	12	280,700	348,200	388,700	562,700
	13	282,300	350,100	390,200	566,200
	14	284,400	351,800	391,800	569,200
	15	286,400	353,500	393,400	571,700
	16	288,300	355,200	395,000	574,200
	17	290,100	356,800	396,500	576,200
	18	292,300	358,500	398,100	
	19	294,400	360,100	399,700	
	20	296,500	361,700	401,300	
	21	298,600	363,300	402,800	
	22	300,800	364,800	404,500	
	23	303,000	366,300	406,200	
	24	305,100	367,800	407,800	
	25	307,200	369,200	409,100	
	26	309,600	370,700	410,600	
	27	311,900	372,200	412,100	
	28	314,100	373,600	413,700	
	29	316,000	375,000	415,300	
	30	318,100	376,500	416,800	
	31	320,100	378,000	418,400	
	32	322,100	379,500	419,900	
	33	323,900	380,800	421,100	
	34	325,800	382,300	422,500	
	35	327,700	383,800	423,900	
	36	329,600	385,300	425,300	
	37	331,300	386,600	426,700	
	38	332,800	388,100	428,100	
	39	334,300	389,600	429,500	
	40	335,800	391,100	430,800	
	41	337,100	392,400	432,000	
	42	338,100	393,900	433,200	
	43	339,100	395,400	434,400	
	44	340,100	396,900	435,500	
	45	341,100	398,200	436,600	
	46	342,100	399,600	437,800	
	47	343,100	400,900	439,000	
	48	344,000	402,200	440,200	

別表第４の２（第３条関係）

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	259,500	307,800	338,200	379,700
	2	261,500	310,200	340,900	382,100
	3	263,400	312,600	343,600	384,500
	4	265,300	315,000	346,300	386,900
	5	267,000	317,100	348,900	388,800
	6	269,000	319,400	351,600	391,200
	7	270,900	321,700	354,300	393,500
	8	272,800	323,800	356,900	395,800
	9	274,600	325,900	359,500	397,900
	10	276,600	328,000	361,800	400,300
	11	278,600	330,100	364,100	402,500
	12	280,700	332,100	366,300	404,700
	13	282,300	334,100	368,500	406,900
	14	284,400	336,200	371,000	409,300
	15	286,400	338,300	373,400	411,500
	16	288,300	340,300	375,800	413,700
	17	290,100	342,300	377,400	415,900
	18	292,300	344,300	379,100	418,200
	19	294,400	346,300	380,800	420,500
	20	296,500	348,200	382,400	422,700
	21	298,600	350,100	383,900	424,900
	22	300,800	351,800	385,500	427,300
	23	303,000	353,500	387,100	429,500
	24	305,100	355,200	388,700	431,700
	25	307,200	356,800	390,200	433,900
	26	309,600	358,500	391,800	436,200
	27	311,900	360,100	393,400	438,500
	28	314,100	361,700	395,000	440,700
	29	316,000	363,300	396,500	442,900
	30	318,100	364,800	398,100	445,200
	31	320,100	366,300	399,700	447,500
	32	322,100	367,800	401,300	449,700
	33	323,900	369,200	402,800	451,900
	34	325,800	370,700	404,500	454,200
	35	327,700	372,200	406,200	456,500
	36	329,600	373,600	407,800	458,700
	37	331,300	375,000	409,100	460,900
	38	332,800	376,500	410,600	463,200
	39	334,300	378,000	412,100	465,500
	40	335,800	379,500	413,700	467,700
	41	337,100	380,800	415,300	469,900
	42	338,100	382,300	416,800	472,300
	43	339,100	383,800	418,400	474,700
	44	340,100	385,300	419,900	477,000
	45	341,100	386,600	421,100	478,900
	46	342,100	388,100	422,500	481,300
	47	343,100	389,600	423,900	483,700
	48	344,000	391,100	425,300	485,900

改 正 案

	49	344,900	403,400	441,000	
	50	345,500	404,800	442,100	
	51	346,100	406,100	443,200	
	52	346,700	407,400	444,300	
	53	347,300	408,500	445,100	
	54	347,900	409,600	446,000	
	55	348,500	410,700	446,900	
	56	349,100	411,800	447,800	
	57	349,700	412,900	448,600	
	58	350,300	414,100	449,400	
	59	350,900	415,300	450,100	
	60	351,500	416,500	450,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	352,100	417,300	451,500	
	62	352,700	418,300	452,100	
	63	353,300	419,300	452,700	
	64	353,900	420,300	453,300	
	65	354,500	421,400	454,000	
	66	355,100	422,300	454,600	
	67	355,700	423,200	455,200	
	68	356,300	424,100	455,800	
	69	356,900	424,900	456,500	
	70	357,500	425,700	457,100	
	71	358,100	426,500	457,700	
	72	358,700	427,300	458,300	
	73	359,200	427,700	459,000	
	74	359,800	428,300	459,600	
	75	360,400	428,900	460,200	
	76	361,000	429,500	460,800	
	77	361,500	430,100	461,300	
	78	362,100	430,700	461,900	
	79	362,700	431,300	462,500	
	80	363,300	431,900	463,100	
	81	363,800	432,200	463,600	
	82	364,400	432,700	464,200	
	83	365,000	433,200	464,800	
	84	365,600	433,700	465,400	
	85	366,100	434,200	465,900	
	86	366,700	434,700	466,500	
	87	367,200	435,200	467,100	
	88	367,700	435,600	467,700	
	89	368,200	436,000	468,100	
	90	368,700	436,500	468,600	
	91	369,200	437,000	469,100	
	92	369,700	437,400	469,600	
	93	370,200	437,800	470,000	
	94	370,700	438,300	470,500	
	95	371,200	438,800	471,000	
	96	371,700	439,200	471,500	
	97	372,200	439,600	471,900	
	98	372,800	440,100		
	99	373,400	440,600		
	100	373,900	441,000		
	101	374,200	441,400		
	102	374,700	441,900		
	103	375,200	442,400		
	104	375,700	442,800		

現 行

	49	344,900	392,400	426,700	487,700
	50	345,500	393,900	428,100	489,800
	51	346,100	395,400	429,500	491,900
	52	346,700	396,900	430,800	493,900
	53	347,300	398,200	432,000	495,900
	54	347,900	399,600	433,200	497,800
	55	348,500	400,900	434,400	499,700
	56	349,100	402,200	435,500	501,500
	57	349,700	403,400	436,600	503,200
	58	350,300	404,800	437,800	505,000
	59	350,900	406,100	439,000	506,800
	60	351,500	407,400	440,200	508,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	352,100	408,500	441,000	510,100
	62	352,700	409,600	442,100	511,800
	63	353,300	410,700	443,200	513,500
	64	353,900	411,800	444,300	515,200
	65	354,500	412,900	445,100	516,900
	66	355,100	414,100	446,000	518,400
	67	355,700	415,300	446,900	519,900
	68	356,300	416,500	447,800	521,400
	69	356,900	417,300	448,600	522,900
	70	357,500	418,300	449,400	524,300
	71	358,100	419,300	450,100	525,700
	72	358,700	420,300	450,800	527,000
	73	359,200	421,400	451,500	528,200
	74	359,800	422,300	452,100	529,300
	75	360,400	423,200	452,700	530,400
	76	361,000	424,100	453,300	531,400
	77	361,500	424,900	454,000	532,400
	78	362,100	425,700	454,600	533,400
	79	362,700	426,500	455,200	534,400
	80	363,300	427,300	455,800	535,400
	81	363,800	427,700	456,500	536,300
	82	364,400	428,300	457,100	537,100
	83	365,000	428,900	457,700	537,900
	84	365,600	429,500	458,300	538,600
	85	366,100	430,100	459,000	539,200
	86	366,700	430,700	459,600	540,000
	87	367,200	431,300	460,200	540,800
	88	367,700	431,900	460,800	541,500
	89	368,200	432,200	461,300	542,100
	90	368,700	432,700	461,900	542,900
	91	369,200	433,200	462,500	543,700
	92	369,700	433,700	463,100	544,400
	93	370,200	434,200	463,600	545,000
	94	370,700	434,700	464,200	545,800
	95	371,200	435,200	464,800	546,600
	96	371,700	435,600	465,400	547,300
	97	372,200	436,000	465,900	547,900
	98	372,800	436,500	466,500	548,600
	99	373,400	437,000	467,100	549,300
	100	373,900	437,400	467,700	550,000
	101	374,200	437,800	468,100	550,600
	102	374,700	438,300	468,600	551,300
	103	375,200	438,800	469,100	552,000
	104	375,700	439,200	469,600	552,700

改 正 案

	105	376,100	443,200		
	106	376,600			
	107	377,100			
	108	377,600			
	109	378,000			
	110	378,500			
	111	379,000			
	112	379,500			
	113	379,900			
	114	380,400			
	115	380,900			
	116	381,300			
	117	381,700			
	118	382,200			
	119	382,700			
	120	383,100			
	121	383,500			
	122	383,800			
	123	384,100			
	124	384,400			
	125	384,700			
	126	385,000			
	127	385,300			
	128	385,600			
	129	385,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,300	304,800	333,400	395,100

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

現 行

	105	376,100	439,600	470,000	553,300
	106	376,600	440,100	470,500	554,000
	107	377,100	440,600	471,000	554,700
	108	377,600	441,000	471,500	555,400
	109	378,000	441,400	471,900	556,000
	110	378,500	441,900		
	111	379,000	442,400		
	112	379,500	442,800		
	113	379,900	443,200		
	114	380,400			
	115	380,900			
	116	381,300			
	117	381,700			
	118	382,200			
	119	382,700			
	120	383,100			
	121	383,500			
	122	383,800			
	123	384,100			
	124	384,400			
	125	384,700			
	126	385,000			
	127	385,300			
	128	385,600			
	129	385,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		288,300	304,800	333,400	395,100

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5（第3条関係）

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,200	232,900	385,800	411,000	480,800
	2	202,500	234,800	387,400	412,600	482,000
	3	203,800	236,700	389,000	414,100	483,200
	4	205,100	238,600	390,600	415,600	484,400
	5	206,500	240,500	392,000	417,000	485,500
	6	208,000	242,400	393,500	418,500	486,600
	7	209,500	244,300	395,000	420,000	487,700
	8	211,000	246,100	396,500	421,500	488,800
	9	212,600	248,100	397,900	422,900	489,700
	10	214,100	250,100	399,400	424,500	490,400
	11	215,600	252,200	400,800	426,000	491,100
	12	217,100	254,200	402,200	427,500	491,800
	13	218,700	255,700	403,700	428,800	492,600
	14	220,400	257,700	405,200	430,300	493,300
	15	222,100	259,700	406,600	431,800	494,000
	16	223,800	261,700	408,000	433,300	494,700
	17	225,500	263,300	409,400	434,700	495,200
	18	227,300	265,000	410,800	436,300	495,800
	19	229,100	267,000	412,200	437,800	496,400
	20	231,000	268,900	413,500	439,300	497,000
	21	232,800	270,900	414,800	440,600	497,700
	22	234,700	273,500	416,200	442,200	498,300
	23	236,600	276,100	417,500	443,700	498,900
	24	238,500	278,400	418,800	445,100	499,500
	25	240,400	281,000	419,900	446,400	500,100
	26	242,300	283,600	421,200	448,000	
	27	244,200	286,200	422,500	449,600	
	28	246,100	288,800	423,700	451,100	
	29	248,000	291,000	424,900	452,000	
	30	249,900	293,600	426,100	453,500	
	31	251,800	296,200	427,300	454,900	
	32	253,500	298,800	428,600	456,300	
	33	255,400	301,000	429,800	457,600	
	34	257,000	303,400	431,100	459,000	
	35	258,600	305,800	432,300	460,400	
	36	260,200	308,000	433,500	461,800	
	37	261,700	309,900	434,700	463,100	
	38	263,300	312,200	435,900	464,200	
	39	264,900	314,500	437,000	465,300	
	40	266,600	316,700	438,300	466,400	
	41	268,000	318,200	439,200	467,600	
	42	269,700	320,400	440,400	468,600	
	43	271,200	322,600	441,500	469,500	
	44	272,700	324,800	442,600	470,400	
	45	274,300	326,500	443,700	471,300	
	46	275,900	328,700	444,900	472,000	
	47	277,500	330,900	446,100	472,700	
	48	279,000	332,900	447,200	473,300	

別表第5（第3条関係）

高等学校教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	201,200	232,900	324,100	355,400	426,500
	2	202,500	234,800	326,300	357,500	428,300
	3	203,800	236,700	328,500	359,600	430,100
	4	205,100	238,600	330,700	361,600	431,900
	5	206,500	240,500	332,900	363,600	433,700
	6	208,000	242,400	335,300	365,700	435,700
	7	209,500	244,300	337,700	367,800	437,500
	8	211,000	246,100	340,000	369,800	439,300
	9	212,600	248,100	342,100	371,600	440,900
	10	214,100	250,100	344,100	373,500	442,800
	11	215,600	252,200	346,100	375,300	444,600
	12	217,100	254,200	348,000	377,100	446,400
	13	218,700	255,700	350,200	378,900	448,100
	14	220,400	257,700	352,200	380,700	449,900
	15	222,100	259,700	354,200	382,500	451,700
	16	223,800	261,700	356,200	384,200	453,500
	17	225,500	263,300	358,100	385,900	455,300
	18	227,300	265,000	360,000	387,600	457,200
	19	229,100	267,000	361,900	389,300	459,000
	20	231,000	268,900	363,800	391,000	460,700
	21	232,800	270,900	365,700	392,600	462,400
	22	234,700	273,500	367,500	394,100	464,100
	23	236,600	276,100	369,300	395,800	465,800
	24	238,500	278,400	371,000	397,600	467,400
	25	240,400	281,000	372,700	399,000	469,000
	26	242,300	283,600	374,500	400,600	470,700
	27	244,200	286,200	376,300	402,100	472,300
	28	246,100	288,800	377,900	403,600	473,800
	29	248,000	291,000	379,500	405,000	475,100
	30	249,900	293,600	381,100	406,600	476,600
	31	251,800	296,200	382,700	408,100	478,000
	32	253,500	298,800	384,300	409,600	479,400
	33	255,400	301,000	385,800	411,000	480,800
	34	257,000	303,400	387,400	412,600	482,000
	35	258,600	305,800	389,000	414,100	483,200
	36	260,200	308,000	390,600	415,600	484,400
	37	261,700	309,900	392,000	417,000	485,500
	38	263,300	312,200	393,500	418,500	486,600
	39	264,900	314,500	395,000	420,000	487,700
	40	266,600	316,700	396,500	421,500	488,800
	41	268,000	318,200	397,900	422,900	489,700
	42	269,700	320,400	399,400	424,500	490,400
	43	271,200	322,600	400,800	426,000	491,100
	44	272,700	324,800	402,200	427,500	491,800
	45	274,300	326,500	403,700	428,800	492,600
	46	275,900	328,700	405,200	430,300	493,300
	47	277,500	330,900	406,600	431,800	494,000
	48	279,000	332,900	408,000	433,300	494,700

改正案

現 行

	49	280,400	334,600	448,200	473,900	
	50	281,900	336,900	449,300	474,500	
	51	283,400	339,200	450,400	475,000	
	52	284,900	341,000	451,500	475,600	
	53	286,400	342,700	452,600	476,100	
	54	287,900	344,800	453,600		
	55	289,400	346,900	454,600		
	56	290,900	349,000	455,600		
	57	292,400	350,600	456,300		
	58	294,000	352,500	457,000		
	59	295,600	354,400	457,700		
	60	297,200	356,300	458,400		
	61	298,400	358,200	458,900		
	62	299,900	360,100	459,500		
	63	301,400	362,000	460,100		
	64	302,900	363,800	460,700		
	65	304,400	365,200	461,000		
	66	306,100	367,000	461,400		
	67	307,300	368,700	461,800		
	68	308,700	370,200	462,200		
	69	310,100	371,500	462,600		
	70	310,900	373,100	462,900		
	71	311,800	374,700	463,200		
	72	312,600	376,300	463,500		
	73	313,400	377,700	463,800		
	74	314,200	379,300	464,100		
	75	315,100	380,900	464,400		
	76	316,000	382,500	464,700		
	77	316,700	383,900	464,900		
	78	317,600	385,500			
	79	318,500	387,100			
	80	319,200	388,600			
	81	320,000	389,800			
	82	320,700	391,300			
	83	321,600	392,800			
	84	322,400	394,300			
	85	323,300	395,600			
	86	324,100	396,900			
	87	324,900	398,200			
	88	325,700	399,500			
	89	326,600	401,200			
	90	327,400	402,500			
	91	328,100	403,800			
	92	328,800	405,100			
	93	329,400	406,600			
	94	330,200	408,000			
	95	330,900	409,400			
	96	331,600	410,600			
	97	332,200	411,400			
	98	332,900	412,600			
	99	333,600	413,800			
	100	334,300	415,000			
	101	334,700	415,800			
	102	335,200	416,800			
	103	335,700	417,800			
	104	336,300	418,800			

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

	49	280,400	334,600	409,400	434,700	495,200
	50	281,900	336,900	410,800	436,300	495,800
	51	283,400	339,200	412,200	437,800	496,400
	52	284,900	341,000	413,500	439,300	497,000
	53	286,400	342,700	414,800	440,600	497,700
	54	287,900	344,800	416,200	442,200	498,300
	55	289,400	346,900	417,500	443,700	498,900
	56	290,900	349,000	418,800	445,100	499,500
	57	292,400	350,600	419,900	446,400	500,100
	58	294,000	352,500	421,200	448,000	
	59	295,600	354,400	422,500	449,600	
	60	297,200	356,300	423,700	451,100	
	61	298,400	358,200	424,900	452,000	
	62	299,900	360,100	426,100	453,500	
	63	301,400	362,000	427,300	454,900	
	64	302,900	363,800	428,600	456,300	
	65	304,400	365,200	429,800	457,600	
	66	306,100	367,000	431,100	459,000	
	67	307,300	368,700	432,300	460,400	
	68	308,700	370,200	433,500	461,800	
	69	310,100	371,500	434,700	463,100	
	70	310,900	373,100	435,900	464,200	
	71	311,800	374,700	437,000	465,300	
	72	312,600	376,300	438,300	466,400	
	73	313,400	377,700	439,200	467,600	
	74	314,200	379,300	440,400	468,600	
	75	315,100	380,900	441,500	469,500	
	76	316,000	382,500	442,600	470,400	
	77	316,700	383,900	443,700	471,300	
	78	317,600	385,500	444,900	472,000	
	79	318,500	387,100	446,100	472,700	
	80	319,200	388,600	447,200	473,300	
	81	320,000	389,800	448,200	473,900	
	82	320,700	391,300	449,300	474,500	
	83	321,600	392,800	450,400	475,000	
	84	322,400	394,300	451,500	475,600	
	85	323,300	395,600	452,600	476,100	
	86	324,100	396,900	453,600		
	87	324,900	398,200	454,600		
	88	325,700	399,500	455,600		
	89	326,600	401,200	456,300		
	90	327,400	402,500	457,000		
	91	328,100	403,800	457,700		
	92	328,800	405,100	458,400		
	93	329,400	406,600	458,900		
	94	330,200	408,000	459,500		
	95	330,900	409,400	460,100		
	96	331,600	410,600	460,700		
	97	332,200	411,400	461,000		
	98	332,900	412,600	461,400		
	99	333,600	413,800	461,800		
	100	334,300	415,000	462,200		
	101	334,700	415,800	462,600		
	102	335,200	416,800	462,900		
	103	335,700	417,800	463,200		
	104	336,300	418,800	463,500		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

改正案

現 行

105	336,700	419,600
106	337,200	420,600
107	337,700	421,600
108	338,200	422,600
109	338,700	423,400
110	339,100	424,300
111	339,500	425,000
112	339,800	425,700
113	340,100	426,400
114	340,500	427,200
115	340,900	428,000
116	341,200	428,700
117	341,500	429,400
118	341,900	430,200
119	342,300	431,000
120	342,600	431,800
121	342,800	432,400
122	343,200	433,200
123	343,600	434,000
124	343,900	434,700
125	344,100	435,200
126	344,400	435,900
127	344,700	436,600
128	345,000	437,300
129	345,300	437,800
130		438,400
131		439,000
132		439,600
133		440,300
134		440,800
135		441,300
136		441,800
137		442,400
138		442,800
139		443,200
140		443,600
141		444,000
142		444,400
143		444,700
144		445,000
145		445,200
146		445,500
147		445,800
148		446,100
149		446,300
150		446,600
151		446,900
152		447,200
153		447,400
154		447,700
155		448,000
156		448,300
157		448,500
158		448,800
159		449,100
160		449,400

105	336,700	419,600	463,800
106	337,200	420,600	464,100
107	337,700	421,600	464,400
108	338,200	422,600	464,700
109	338,700	423,400	464,900
110	339,100	424,300	
111	339,500	425,000	
112	339,800	425,700	
113	340,100	426,400	
114	340,500	427,200	
115	340,900	428,000	
116	341,200	428,700	
117	341,500	429,400	
118	341,900	430,200	
119	342,300	431,000	
120	342,600	431,800	
121	342,800	432,400	
122	343,200	433,200	
123	343,600	434,000	
124	343,900	434,700	
125	344,100	435,200	
126	344,400	435,900	
127	344,700	436,600	
128	345,000	437,300	
129	345,300	437,800	
130		438,400	
131		439,000	
132		439,600	
133		440,300	
134		440,800	
135		441,300	
136		441,800	
137		442,400	
138		442,800	
139		443,200	
140		443,600	
141		444,000	
142		444,400	
143		444,700	
144		445,000	
145		445,200	
146		445,500	
147		445,800	
148		446,100	
149		446,300	
150		446,600	
151		446,900	
152		447,200	
153		447,400	
154		447,700	
155		448,000	
156		448,300	
157		448,500	
158		448,800	
159		449,100	
160		449,400	

改正案

	161		449,600			
	162		449,900			
	163		450,200			
	164		450,400			
	165		450,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		242,400	285,900	322,600	353,700	426,400

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に13,500円、5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

現 行

	161		449,600			
	162		449,900			
	163		450,200			
	164		450,400			
	165		450,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		242,400	285,900	322,600	353,700	426,400

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に13,500円、5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

改 正 案

別表第5の2（第3条関係）

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,100	220,600	338,000	377,200	454,700
	2	206,600	222,500	339,800	378,800	455,500
	3	208,100	224,400	341,600	380,400	456,300
	4	209,600	226,300	343,300	382,000	457,000
	5	211,200	228,200	344,900	383,200	457,900
	6	212,900	230,300	346,700	384,500	458,600
	7	214,600	232,400	348,400	385,800	459,300
	8	216,300	234,500	350,100	387,000	460,100
	9	218,000	236,600	351,700	388,100	461,100
	10	219,900	239,100	353,500	389,400	461,800
	11	221,800	241,600	355,200	390,600	462,600
	12	223,700	244,100	356,900	391,800	463,400
	13	225,600	246,200	358,500	392,900	464,200
	14	227,700	247,700	360,200	394,200	464,900
	15	229,800	249,200	361,900	395,400	465,700
	16	231,900	250,700	363,600	396,500	466,400
	17	234,000	252,700	365,200	397,500	467,300
	18	236,400	254,200	366,800	398,700	468,000
	19	238,800	255,700	368,400	399,900	468,800
	20	241,200	257,000	370,000	401,000	469,600
	21	243,500	258,300	371,600	401,900	470,400
	22	245,200	259,800	373,100	403,000	471,200
	23	246,800	261,300	374,500	404,200	472,000
	24	248,400	262,800	375,900	405,400	472,700
	25	250,000	264,100	377,300	406,300	473,500
	26	251,500	265,600	378,800	407,400	
	27	253,000	267,100	380,200	408,500	
	28	254,400	268,600	381,600	409,600	
	29	255,500	269,900	382,200	410,500	
	30	256,800	271,500	383,500	411,700	
	31	258,100	273,200	384,700	412,800	
	32	259,300	275,000	385,900	413,900	
	33	260,500	277,100	387,000	414,700	
	34	261,800	278,900	388,200	415,800	
	35	263,100	280,600	389,400	416,900	
	36	264,400	282,600	390,700	418,000	
	37	265,500	284,300	391,800	418,900	
	38	266,800	286,200	393,000	419,900	
	39	268,100	287,900	394,200	420,900	
	40	269,400	289,600	395,500	421,800	
	41	270,500	291,500	396,600	422,800	
	42	271,600	293,500	397,800	423,500	
	43	272,700	295,200	399,000	424,200	
	44	273,800	297,100	400,200	424,900	
	45	274,800	298,700	401,300	425,600	
	46	275,900	300,100	402,300	426,200	
	47	277,000	301,500	403,300	426,900	
	48	278,000	302,900	404,300	427,600	

現 行

別表第5の2（第3条関係）

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	205,100	220,600	287,700	318,200	416,500
	2	206,600	222,500	289,800	320,100	417,800
	3	208,100	224,400	291,900	322,000	419,000
	4	209,600	226,300	294,000	323,900	420,200
	5	211,200	228,200	295,700	325,700	421,300
	6	212,900	230,300	297,700	327,600	422,800
	7	214,600	232,400	299,700	329,500	424,300
	8	216,300	234,500	301,700	331,400	425,800
	9	218,000	236,600	303,500	333,200	426,700
	10	219,900	239,100	305,300	335,300	428,100
	11	221,800	241,600	307,100	337,400	429,400
	12	223,700	244,100	308,900	339,400	430,600
	13	225,600	246,200	310,400	341,200	431,700
	14	227,700	247,700	312,000	343,100	433,100
	15	229,800	249,200	313,600	345,000	434,400
	16	231,900	250,700	315,200	346,900	435,500
	17	234,000	252,700	317,300	348,800	436,600
	18	236,400	254,200	319,100	350,700	437,800
	19	238,800	255,700	320,900	352,600	438,900
	20	241,200	257,000	322,900	354,500	440,200
	21	243,500	258,300	324,200	356,400	441,300
	22	245,200	259,800	326,000	358,300	442,300
	23	246,800	261,300	327,800	360,200	443,600
	24	248,400	262,800	329,500	362,200	444,900
	25	250,000	264,100	331,100	364,000	445,900
	26	251,500	265,600	332,900	365,700	447,000
	27	253,000	267,100	334,700	367,400	448,000
	28	254,400	268,600	336,400	369,100	449,100
	29	255,500	269,900	338,000	370,800	450,300
	30	256,800	271,500	339,800	372,400	451,300
	31	258,100	273,200	341,600	374,000	452,400
	32	259,300	275,000	343,300	375,600	453,500
	33	260,500	277,100	344,900	377,200	454,700
	34	261,800	278,900	346,700	378,800	455,500
	35	263,100	280,600	348,400	380,400	456,300
	36	264,400	282,600	350,100	382,000	457,000
	37	265,500	284,300	351,700	383,200	457,900
	38	266,800	286,200	353,500	384,500	458,600
	39	268,100	287,900	355,200	385,800	459,300
	40	269,400	289,600	356,900	387,000	460,100
	41	270,500	291,500	358,500	388,100	461,100
	42	271,600	293,500	360,200	389,400	461,800
	43	272,700	295,200	361,900	390,600	462,600
	44	273,800	297,100	363,600	391,800	463,400
	45	274,800	298,700	365,200	392,900	464,200
	46	275,900	300,100	366,800	394,200	464,900
	47	277,000	301,500	368,400	395,400	465,700
	48	278,000	302,900	370,000	396,500	466,400

改正案

現 行

	49	279,000	304,500	405,000	428,400
	50	280,100	306,300	405,800	429,100
	51	281,200	308,000	406,700	429,800
	52	282,200	309,700	407,500	430,400
	53	283,200	311,400	408,300	431,000
	54	284,300	313,000	409,000	431,500
	55	285,400	314,600	409,900	432,100
	56	286,400	316,200	410,700	432,800
	57	287,400	318,300	411,500	433,500
	58	288,500	319,900	412,300	434,100
	59	289,600	321,600	413,100	434,700
	60	290,600	323,400	413,900	435,200
	61	291,500	325,200	414,500	435,700
	62	292,500	326,900	415,200	436,200
	63	293,400	328,600	415,900	436,800
	64	294,300	330,500	416,600	437,400
	65	295,100	332,100	417,200	437,900
	66	296,100	333,700	417,900	438,300
	67	297,000	335,300	418,600	438,800
	68	297,900	337,100	419,300	439,400
	69	298,700	339,000	419,900	439,900
	70	299,700	340,600	420,600	440,300
	71	300,600	342,200	421,300	440,900
	72	301,500	344,000	422,000	441,500
	73	302,300	345,900	422,600	441,900
	74	303,300	347,500	423,300	442,300
	75	304,200	349,100	424,000	442,800
	76	305,100	351,000	424,700	443,400
	77	305,900	352,800	425,300	443,900
	78	307,000	354,500	426,000	444,400
	79	308,100	356,200	426,600	444,900
	80	308,800	357,900	427,200	445,400
	81	309,500	359,500	427,800	445,900
	82	310,500	361,200	428,300	446,400
	83	311,400	362,900	428,800	446,900
	84	312,300	364,600	429,300	447,400
	85	313,100	365,900	429,800	447,900
	86	314,100	367,300	430,200	448,300
	87	315,000	368,700	430,700	448,900
	88	315,900	370,100	431,200	449,500
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	316,700	371,500	431,700	449,900
	90	317,700	372,700	432,200	
	91	318,600	373,900	432,700	
	92	319,500	375,200	433,200	
	93	320,300	376,600	433,600	
	94	321,200	377,800	434,100	
	95	322,000	379,000	434,500	
	96	322,800	380,200	435,000	
	97	323,600	381,200	435,500	
	98	324,500	382,100	436,000	
	99	325,300	383,100	436,500	
	100	326,100	384,100	437,000	
	101	326,900	384,800	437,400	
	102	327,700	385,800	437,900	
	103	328,500	386,800	438,300	
	104	329,300	387,800	438,800	

	49	279,000	304,500	371,600	397,500	467,300
	50	280,100	306,300	373,100	398,700	468,000
	51	281,200	308,000	374,500	399,900	468,800
	52	282,200	309,700	375,900	401,000	469,600
	53	283,200	311,400	377,300	401,900	470,400
	54	284,300	313,000	378,800	403,000	471,200
	55	285,400	314,600	380,200	404,200	472,000
	56	286,400	316,200	381,600	405,400	472,700
	57	287,400	318,300	382,200	406,300	473,500
	58	288,500	319,900	383,500	407,400	
	59	289,600	321,600	384,700	408,500	
	60	290,600	323,400	385,900	409,600	
	61	291,500	325,200	387,000	410,500	
	62	292,500	326,900	388,200	411,700	
	63	293,400	328,600	389,400	412,800	
	64	294,300	330,500	390,700	413,900	
	65	295,100	332,100	391,800	414,700	
	66	296,100	333,700	393,000	415,800	
	67	297,000	335,300	394,200	416,900	
	68	297,900	337,100	395,500	418,000	
	69	298,700	339,000	396,600	418,900	
	70	299,700	340,600	397,800	419,900	
	71	300,600	342,200	399,000	420,900	
	72	301,500	344,000	400,200	421,800	
	73	302,300	345,900	401,300	422,800	
	74	303,300	347,500	402,300	423,500	
	75	304,200	349,100	403,300	424,200	
	76	305,100	351,000	404,300	424,900	
	77	305,900	352,800	405,000	425,600	
	78	307,000	354,500	405,800	426,200	
	79	308,100	356,200	406,700	426,900	
	80	308,800	357,900	407,500	427,600	
	81	309,500	359,500	408,300	428,400	
	82	310,500	361,200	409,000	429,100	
	83	311,400	362,900	409,900	429,800	
	84	312,300	364,600	410,700	430,400	
	85	313,100	365,900	411,500	431,000	
	86	314,100	367,300	412,300	431,500	
	87	315,000	368,700	413,100	432,100	
	88	315,900	370,100	413,900	432,800	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	316,700	371,500	414,500	433,500	
	90	317,700	372,700	415,200	434,100	
	91	318,600	373,900	415,900	434,700	
	92	319,500	375,200	416,600	435,200	
	93	320,300	376,600	417,200	435,700	
	94	321,200	377,800	417,900	436,200	
	95	322,000	379,000	418,600	436,800	
	96	322,800	380,200	419,300	437,400	
	97	323,600	381,200	419,900	437,900	
	98	324,500	382,100	420,600	438,300	
	99	325,300	383,100	421,300	438,800	
	100	326,100	384,100	422,000	439,400	
	101	326,900	384,800	422,600	439,900	
	102	327,700	385,800	423,300	440,300	
	103	328,500	386,800	424,000	440,900	
	104	329,300	387,800	424,700	441,500	

改正案

現 行

105	330, 100	388, 300	439, 300
106	330, 500	389, 200	439, 700
107	330, 900	390, 100	440, 100
108	331, 300	391, 000	440, 600
109	331, 500	391, 800	441, 200
110	331, 800	392, 700	
111	332, 100	393, 700	
112	332, 400	394, 700	
113	332, 900	395, 300	
114	333, 200	396, 100	
115	333, 500	397, 000	
116	333, 800	397, 900	
117	334, 000	398, 700	
118	334, 300	399, 400	
119	334, 600	400, 100	
120	334, 900	400, 900	
121	335, 100	401, 500	
122	335, 400	402, 300	
123	335, 700	403, 000	
124	336, 000	403, 700	
125	336, 200	404, 200	
126	336, 500	404, 900	
127	336, 800	405, 400	
128	337, 000	406, 000	
129	337, 200	406, 600	
130	337, 400	407, 200	
131	337, 700	407, 700	
132	338, 000	408, 200	
133	338, 200	408, 500	
134	338, 400	408, 800	
135	338, 600	409, 400	
136	338, 900	410, 000	
137	339, 100	410, 400	
138	339, 300	410, 800	
139	339, 500	411, 300	
140	339, 800	411, 900	
141	340, 000	412, 300	
142	340, 200	412, 700	
143	340, 500	413, 100	
144	340, 700	413, 700	
145	340, 900	414, 200	
146	341, 000	414, 600	
147	341, 300	415, 000	
148	341, 500	415, 500	
149	341, 700	416, 000	
150	341, 800	416, 400	
151	342, 100	416, 800	
152	342, 300	417, 300	
153	342, 500	417, 800	
154	342, 700	418, 200	
155	343, 000	418, 700	
156	343, 100	419, 200	
157	343, 200	419, 600	
158	343, 400	420, 000	
159	343, 700	420, 400	
160	343, 800	420, 900	

105	330, 100	388, 300	425, 300	441, 900
106	330, 500	389, 200	426, 000	442, 300
107	330, 900	390, 100	426, 600	442, 800
108	331, 300	391, 000	427, 200	443, 400
109	331, 500	391, 800	427, 800	443, 900
110	331, 800	392, 700	428, 300	444, 400
111	332, 100	393, 700	428, 800	444, 900
112	332, 400	394, 700	429, 300	445, 400
113	332, 900	395, 300	429, 800	445, 900
114	333, 200	396, 100	430, 200	446, 400
115	333, 500	397, 000	430, 700	446, 900
116	333, 800	397, 900	431, 200	447, 400
117	334, 000	398, 700	431, 700	447, 900
118	334, 300	399, 400	432, 200	448, 300
119	334, 600	400, 100	432, 700	448, 900
120	334, 900	400, 900	433, 200	449, 500
121	335, 100	401, 500	433, 600	449, 900
122	335, 400	402, 300	434, 100	
123	335, 700	403, 000	434, 500	
124	336, 000	403, 700	435, 000	
125	336, 200	404, 200	435, 500	
126	336, 500	404, 900	436, 000	
127	336, 800	405, 400	436, 500	
128	337, 000	406, 000	437, 000	
129	337, 200	406, 600	437, 400	
130	337, 400	407, 200	437, 900	
131	337, 700	407, 700	438, 300	
132	338, 000	408, 200	438, 800	
133	338, 200	408, 500	439, 300	
134	338, 400	408, 800	439, 700	
135	338, 600	409, 400	440, 100	
136	338, 900	410, 000	440, 600	
137	339, 100	410, 400	441, 200	
138	339, 300	410, 800		
139	339, 500	411, 300		
140	339, 800	411, 900		
141	340, 000	412, 300		
142	340, 200	412, 700		
143	340, 500	413, 100		
144	340, 700	413, 700		
145	340, 900	414, 200		
146	341, 000	414, 600		
147	341, 300	415, 000		
148	341, 500	415, 500		
149	341, 700	416, 000		
150	341, 800	416, 400		
151	342, 100	416, 800		
152	342, 300	417, 300		
153	342, 500	417, 800		
154	342, 700	418, 200		
155	343, 000	418, 700		
156	343, 100	419, 200		
157	343, 200	419, 600		
158	343, 400	420, 000		
159	343, 700	420, 400		
160	343, 800	420, 900		

改正案

	161	343,900	421,400			
	162	344,200	421,700			
	163	344,400	422,300			
	164	344,500	422,800			
	165	344,600	423,200			
	166		423,600			
	167		424,100			
	168		424,600			
	169		425,000			
	170		425,400			
	171		425,900			
	172		426,400			
	173		426,800			
	174		427,200			
	175		427,700			
	176		428,200			
	177		428,600			
	178		429,000			
	179		429,500			
	180		430,000			
	181		430,400			
	182		430,900			
	183		431,500			
	184		431,900			
	185		432,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		245,100	281,200	306,300	333,500	416,600

備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に13,600円、5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

現 行

	161	343,900	421,400			
	162	344,200	421,700			
	163	344,400	422,300			
	164	344,500	422,800			
	165	344,600	423,200			
	166		423,600			
	167		424,100			
	168		424,600			
	169		425,000			
	170		425,400			
	171		425,900			
	172		426,400			
	173		426,800			
	174		427,200			
	175		427,700			
	176		428,200			
	177		428,600			
	178		429,000			
	179		429,500			
	180		430,000			
	181		430,400			
	182		430,900			
	183		431,500			
	184		431,900			
	185		432,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		245,100	281,200	306,300	333,500	416,600

備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額にあってはこの表の額に13,600円、5級である職員の給料月額にあってはこの表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

改 正 案

別表第6（第3条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	200,700	243,100	270,600	341,400	394,200	435,800	485,900	547,000
	2	202,400	244,800	272,200	342,900	396,000	437,000	491,300	553,000
	3	204,100	246,500	273,800	344,400	397,800	438,200	496,400	558,500
	4	205,800	248,200	275,400	345,900	399,600	439,400	501,000	563,500
	5	207,600	249,800	277,100	347,400	401,200	440,600	505,000	568,000
	6	209,400	251,500	278,700	348,900	402,800	441,400	508,500	572,000
	7	211,200	253,200	280,300	350,400	404,400	442,200	511,500	575,500
	8	213,000	254,900	281,900	351,900	406,000	443,000	514,000	578,500
	9	214,700	256,500	283,600	353,300	407,700	443,600	516,000	581,000
	10	216,600	258,200	285,200	354,800	409,000	444,300	518,000	583,000
	11	218,500	259,900	286,800	356,300	410,300	445,000		
	12	220,400	261,600	288,400	357,800	411,600	445,700		
	13	222,400	263,200	290,100	359,200	412,900	446,200		
	14	224,200	264,900	291,700	360,700	413,900	446,900		
	15	226,000	266,500	293,300	362,200	414,900	447,600		
	16	227,800	268,100	294,900	363,700	415,900	448,300		
	17	229,700	269,600	296,600	365,100	416,800	448,800		
	18	231,400	271,200	298,200	366,600	417,500	449,400		
	19	233,100	272,800	299,800	368,100	418,200	450,000		
	20	234,800	274,400	301,400	369,600	418,900	450,600		
	21	236,400	275,900	303,100	371,000	419,700	451,300		
	22	238,100	277,400	304,700	372,500	420,300	451,900		
	23	239,800	279,000	306,300	374,000	420,900	452,500		
	24	241,500	280,600	307,900	375,500	421,500	453,100		
	25	243,100	282,100	309,600	376,900	422,200	453,600		
	26	244,700	283,400	311,600	378,200	422,800	454,200		
	27	246,400	284,900	313,600	379,500	423,400	454,800		
	28	248,100	286,600	315,600	380,800	424,000	455,400		
	29	249,800	288,200	317,700	382,000	424,700	455,900		
	30	251,400	289,900	319,100	382,900	425,300	456,500		
	31	253,100	291,500	320,500	383,800	425,900	457,100		
	32	254,800	292,900	321,900	384,700	426,500	457,700		
	33	256,500	294,300	323,200	385,500	427,100	458,200		
	34	258,100	295,800	324,500	386,300	427,700	458,800		
	35	259,800	297,200	325,800	387,100	428,300	459,400		
	36	261,500	298,600	327,100	387,900	428,900	460,000		
	37	263,200	300,200	328,500	388,800	429,300	460,400		
	38	264,800	301,700	329,800	389,400	429,900	460,900		
	39	266,400	303,100	331,100	390,000	430,500	461,400		
	40	267,900	304,600	332,500	390,600	431,100	461,900		
	41	269,300	306,000	333,800	391,300	431,500	462,500		
	42	270,800	307,400	335,100	391,900	432,100	463,000		
	43	272,300	308,700	336,400	392,500	432,700	463,500		
	44	273,800	310,000	337,800	393,100	433,300	464,000		
	45	275,300	311,300	339,100	393,700	433,700	464,600		
	46	276,800	312,700	340,400	394,300	434,300	465,100		
	47	278,300	314,000	341,700	394,900	434,900	465,600		
	48	279,800	315,300	343,100	395,500	435,500	466,100		

現 行

別表第6（第3条関係）

消 防 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額	8 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	200,700	243,100	270,600	293,200	330,800	366,000	392,500	429,400
	2	202,400	244,800	272,200	294,900	332,800	368,100	395,100	432,500
	3	204,100	246,500	273,800	296,600	334,800	370,200	397,700	435,600
	4	205,800	248,200	275,400	298,300	336,800	372,300	400,300	438,700
	5	207,600	249,800	277,100	300,000	338,900	374,300	402,800	441,800
	6	209,400	251,500	278,700	301,700	340,900	376,400	405,400	444,900
	7	211,200	253,200	280,300	303,400	342,900	378,500	408,000	448,000
	8	213,000	254,900	281,900	305,100	344,900	380,600	410,600	451,100
	9	214,700	256,500	283,600	306,800	347,000	382,600	413,300	454,200
	10	216,600	258,200	285,200	308,500	349,000	385,200	416,100	457,300
	11	218,500	259,900	286,800	310,200	351,000	387,800	418,900	460,400
	12	220,400	261,600	288,400	311,900	353,000	390,400	421,700	463,500
	13	222,400	263,200	290,100	313,600	355,100	392,900	424,400	466,700
	14	224,200	264,900	291,700	315,400	357,100	395,200	427,100	469,700
	15	226,000	266,500	293,300	317,200	359,100	397,500	429,800	472,700
	16	227,800	268,100	294,900	319,000	361,100	399,800	432,500	475,700
	17	229,700	269,600	296,600	320,800	363,200	402,200	435,000	478,500
	18	231,400	271,200	298,200	322,800	365,300	404,500	437,700	481,500
	19	233,100	272,800	299,800	324,800	367,400	406,800	440,400	484,500
	20	234,800	274,400	301,400	326,800	369,500	409,100	443,100	487,500
	21	236,400	275,900	303,100	328,900	371,400	411,300	445,600	490,300
	22	238,100	277,400	304,700	330,500	373,400	413,100	447,800	493,300
	23	239,800	279,000	306,300	332,100	375,400	414,900	450,000	496,300
	24	241,500	280,600	307,900	333,700	377,400	416,700	452,200	499,300
	25	243,100	282,100	309,600	335,400	379,400	418,600	454,500	502,100
	26	244,700	283,400	311,600	336,900	381,300	420,900	456,700	505,000
	27	246,400	284,900	313,600	338,400	383,200	423,200	458,900	507,900
	28	248,100	286,600	315,600	339,900	385,100	425,500	461,100	510,800
	29	249,800	288,200	317,700	341,400	386,800	427,700	463,200	513,800
	30	251,400	289,900	319,100	342,900	388,700	429,700	465,400	515,600
	31	253,100	291,500	320,500	344,400	390,600	431,700	467,600	517,400
	32	254,800	292,900	321,900	345,900	392,500	433,700	469,800	519,200
	33	256,500	294,300	323,200	347,400	394,200	435,800	471,800	520,800
	34	258,100	295,800	324,500	348,900	396,000	437,000	473,400	522,000
	35	259,800	297,200	325,800	350,400	397,800	438,200	475,000	523,200
	36	261,500	298,600	327,100	351,900	399,600	439,400	476,600	524,400
	37	263,200	300,200	328,500	353,300	401,200	440,600	478,100	525,400
	38	264,800	301,700	329,800	354,800	402,800	441,400	478,900	526,500
	39	266,400	303,100	331,100	356,300	404,400	442,200	479,700	527,600
	40	267,900	304,600	332,500	357,800	406,000	443,000	480,500	528,700
	41	269,300	306,000	333,800	359,200	407,700	443,600	481,100	529,900
	42	270,800	307,400	335,100	360,700	409,000	444,300	481,800	530,700
	43	272,300	308,700	336,400	362,200	410,300	445,000	482,500	531,500
	44	273,800	310,000	337,800	363,700	411,600	445,700	483,200	532,300
	45	275,300	311,300	339,100	365,100	412,900	446,200	483,800	533,100
	46	276,800	312,700	340,400	366,600	413,900	446,900	484,500	533,900
	47	278,300	314,000	341,700	368,100	414,900	447,600	485,200	534,700
	48	279,800	315,300	343,100	369,600	415,900	448,300	485,900	535,500

改 正 案

	49	281,100	316,600	344,400	395,900	435,900	466,700			
	50	282,600	318,000	345,700	396,400	436,400	467,200			
	51	284,100	319,400	347,000	396,900	436,900	467,700			
	52	285,600	320,700	348,300	397,400	437,400	468,200			
	53	286,900	321,900	349,500	397,900	437,900	468,800			
	54	288,400	323,300	350,800	398,400	438,400				
	55	289,900	324,700	352,100	398,900	438,900				
	56	291,400	326,000	353,400	399,400	439,400				
	57	292,700	327,200	354,600	399,900	439,900				
	58	294,100	328,600	355,600	400,400	440,400				
	59	295,500	329,900	356,600	400,900	440,900				
	60	296,900	331,200	357,600	401,400	441,400				
	61	298,400	332,500	358,500	401,900	441,900				
	62	299,700	333,900	359,400	402,400	442,400				
	63	301,000	335,300	360,300	402,900	442,900				
	64	302,300	336,600	361,200	403,400	443,400				
	65	303,700	337,800	361,900	403,800	443,900				
	66	305,000	339,100	362,600	404,300	444,400				
	67	306,300	340,400	363,300	404,800	444,900				
	68	307,600	341,700	364,000	405,300	445,400				
	69	309,000	342,700	364,500	405,700	445,900				
	70	310,300	343,400	365,200	406,100	446,400				
	71	311,600	344,000	365,900	406,500	446,900				
	72	312,900	344,600	366,600	406,900	447,400				
	73	314,300	345,200	367,100	407,400	447,800				
	74	315,600	345,800	367,700	407,800					
	75	316,900	346,400	368,300	408,200					
	76	318,200	346,900	369,000	408,600					
	77	319,600	347,400	369,500	409,100					
	78	320,900	348,000	370,100	409,500					
	79	322,200	348,600	370,700	409,900					
	80	323,500	349,100	371,300	410,300					
	81	324,900	349,600	371,900	410,800					
	82	326,000	350,200	372,400	411,200					
	83	327,100	350,800	373,000	411,600					
	84	328,200	351,300	373,500	412,000					
	85	329,300	351,800	373,900	412,500					
	86	330,300	352,400	374,400	412,900					
	87	331,300	353,000	374,900	413,300					
	88	332,300	353,500	375,400	413,700					
	89	333,300	354,000	375,800	414,200					
	90	334,300	354,500	376,300	414,500					
	91	335,300	355,000	376,800	414,800					
	92	336,300	355,500	377,300	415,100					
	93	337,100	356,000	377,600	415,500					
	94	337,800	356,500	378,000	415,800					
	95	338,500	357,000	378,500	416,100					
	96	339,200	357,500	379,000	416,400					
	97	339,700	357,900	379,300	416,800					
	98	340,300	358,400	379,700	417,100					
	99	340,900	358,900	380,100	417,400					
	100	341,500	359,400	380,500	417,700					
	101	342,100	359,800	381,000	418,100					
	102	342,500	360,300	381,400	418,400					
	103	342,900	360,800	381,800	418,700					
	104	343,300	361,300	382,200	419,000					

現 行

	49	281,100	316,600	344,400	371,000	416,800	448,800	486,500	536,300	
	50	282,600	318,000	345,700	372,500	417,500	449,400	487,200	537,100	
	51	284,100	319,400	347,000	374,000	418,200	450,000	487,900	537,900	
	52	285,600	320,700	348,300	375,500	418,900	450,600	488,600	538,700	
	53	286,900	321,900	349,500	376,900	419,700	451,300	489,200	539,500	
	54	288,400	323,300	350,800	378,200	420,300	451,900	489,900	540,100	
	55	289,900	324,700	352,100	379,500	420,900	452,500	490,600	540,700	
	56	291,400	326,000	353,400	380,800	421,500	453,100	491,300	541,300	
	57	292,700	327,200	354,600	382,000	422,200	453,600	491,900	542,000	
	58	294,100	328,600	355,600	382,900	422,800	454,200	492,600	542,600	
	59	295,500	329,900	356,600	383,800	423,400	454,800	493,300	543,200	
	60	296,900	331,200	357,600	384,700	424,000	455,400	494,000	543,800	
	61	298,400	332,500	358,500	385,500	424,700	455,900	494,600	544,500	
	62	299,700	333,900	359,400	386,300	425,300	456,500	495,200	545,100	
	63	301,000	335,300	360,300	387,100	425,900	457,100	495,800	545,700	
	64	302,300	336,600	361,200	387,900	426,500	457,700	496,400	546,300	
	65	303,700	337,800	361,900	388,800	427,100	458,200	496,900	547,000	
	66	305,000	339,100	362,600	389,400	427,700	458,800	497,500	547,600	
	67	306,300	340,400	363,300	390,000	428,300	459,400	498,100	548,200	
	68	307,600	341,700	364,000	390,600	428,900	460,000	498,700	548,800	
	69	309,000	342,700	364,500	391,300	429,300	460,400	499,200	549,500	
	70	310,300	343,400	365,200	391,900	429,900	460,900	499,800	550,100	
	71	311,600	344,000	365,900	392,500	430,500	461,400	500,400	550,700	
	72	312,900	344,600	366,600	393,100	431,100	461,900	501,000	551,300	
	73	314,300	345,200	367,100	393,700	431,500	462,500	501,500	552,000	
	74	315,600	345,800	367,700	394,300	432,100	463,000	502,100		
	75	316,900	346,400	368,300	394,900	432,700	463,500	502,700		
	76	318,200	346,900	369,000	395,500	433,300	464,000	503,300		
	77	319,600	347,400	369,500	395,900	433,700	464,600	503,800		
	78	320,900	348,000	370,100	396,400	434,300	465,100			
	79	322,200	348,600	370,700	396,900	434,900	465,600			
	80	323,500	349,100	371,300	397,400	435,500	466,100			
	81	324,900	349,600	371,900	397,900	435,900	466,700			
	82	326,000	350,200	372,400	398,400	436,400	467,200			
	83	327,100	350,800	373,000	398,900	436,900	467,700			
	84	328,200	351,300	373,500	399,400	437,400	468,200			
	85	329,300	351,800	373,900	399,900	437,900	468,800			
	86	330,300	352,400	374,400	400,400	438,400				
	87	331,300	353,000	374,900	400,900	438,900				
	88	332,300	353,500	375,400	401,400	439,400				
	89	333,300	354,000	375,800	401,900	439,900				
	90	334,300	354,500	376,300	402,400	440,400				
	91	335,300	355,000	376,800	402,900	440,900				
	92	336,300	355,500	377,300	403,400	441,400				
	93	337,100	356,000	377,600	403,800	441,900				
	94	337,800	356,500	378,000	404,300	442,400				
	95	338,500	357,000	378,500	404,800	442,900				
	96	339,200	357,500	379,000	405,300	443,400				
	97	339,700	357,900	379,300	405,700	443,900				
	98	340,300	358,400	379,700	406,100	444,400				
	99	340,900	358,900	380,100	406,500	444,900				
	100	341,500	359,400	380,500	406,900	445,400				
	101	342,100	359,800	381,000	407,400	445,900				
	102	342,500	360,300	381,400	407,800	446,400				
	103	342,900	360,800	381,800	408,200	446,900				
	104	343,300	361,300	382,200	408,600	447,400				

改 正 案

	105	343,700	361,600	382,700	419,400				
	106	344,000	362,100	383,100	419,700				
	107	344,300	362,600	383,500	420,000				
	108	344,600	363,100	383,900	420,300				
	109	344,800	363,400	384,300	420,700				
	110	345,100	363,900	384,700					
	111	345,400	364,400	385,100					
	112	345,700	364,800	385,500					
	113	345,900	365,200	385,900					
	114	346,200		386,300					
	115	346,500		386,700					
	116	346,800		387,100					
	117	347,000		387,500					
	118	347,300		387,900					
	119	347,600		388,300					
	120	347,900		388,700					
	121	348,100		389,100					
	122	348,400		389,400					
	123	348,700		389,700					
	124	349,000		390,000					
	125	349,200		390,100					
	126			390,200					
	127			390,300					
	128			390,400					
	129			390,600					
	130			390,700					
	131			390,800					
	132			390,900					
	133			391,000					
	134			391,100					
	135			391,200					
	136			391,300					
	137			391,400					
	138			391,500					
	139			391,600					
	140			391,700					
	141			391,800					
	142			391,900					
	143			392,000					
	144			392,100					
	145			392,200					
	146			392,300					
	147			392,400					
	148			392,500					
	149			392,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		223,800	241,000	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

現 行

	105	343,700	361,600	382,700	409,100	447,800			
	106	344,000	362,100	383,100	409,500				
	107	344,300	362,600	383,500	409,900				
	108	344,600	363,100	383,900	410,300				
	109	344,800	363,400	384,300	410,800				
	110	345,100	363,900	384,700	411,200				
	111	345,400	364,400	385,100	411,600				
	112	345,700	364,800	385,500	412,000				
	113	345,900	365,200	385,900	412,500				
	114	346,200		386,300	412,900				
	115	346,500		386,700	413,300				
	116	346,800		387,100	413,700				
	117	347,000		387,500	414,200				
	118	347,300		387,900	414,500				
	119	347,600		388,300	414,800				
	120	347,900		388,700	415,100				
	121	348,100		389,100	415,500				
	122	348,400		389,400	415,800				
	123	348,700		389,700	416,100				
	124	349,000		390,000	416,400				
	125	349,200		390,100	416,800				
	126			390,200	417,100				
	127			390,300	417,400				
	128			390,400	417,700				
	129			390,600	418,100				
	130			390,700	418,400				
	131			390,800	418,700				
	132			390,900	419,000				
	133			391,000	419,400				
	134			391,100	419,700				
	135			391,200	420,000				
	136			391,300	420,300				
	137			391,400	420,700				
	138			391,500					
	139			391,600					
	140			391,700					
	141			391,800					
	142			391,900					
	143			392,000					
	144			392,100					
	145			392,200					
	146			392,300					
	147			392,400					
	148			392,500					
	149			392,600					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		223,800	241,000	269,400	291,400	329,100	364,200	390,600	428,200

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第4条関係】

改正後	改正前																																				
○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>405,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>455,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>508,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>574,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>655,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>765,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>893,000</td></tr> </table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第4条第2号に規定する額未満の額に限る。）又は同号に規定する額に相当する額とすることができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定	号給	給料月額		円	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	6	765,000	7	893,000	○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与に関する特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td>392,000</td></tr> <tr> <td>2</td><td>440,000</td></tr> <tr> <td>3</td><td>492,000</td></tr> <tr> <td>4</td><td>555,000</td></tr> <tr> <td>5</td><td>634,000</td></tr> <tr> <td>6</td><td>740,000</td></tr> <tr> <td>7</td><td>864,000</td></tr> </table> 2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。 3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第4条第2号に規定する額未満の額に限る。）又は同号に規定する額に相当する額とすることができる。 4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	405,000																																				
2	455,000																																				
3	508,000																																				
4	574,000																																				
5	655,000																																				
6	765,000																																				
7	893,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				

改正後	改正前
は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第8条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の72.5</u>）」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の107.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の52.5</u>）」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。 3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。	は、予算の範囲内で行わなければならない。 （給与条例の適用除外等） 第8条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の125</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の70</u>）」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の105</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の50</u>）」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。 3 給与条例第5条の2、第6条、第6条の2、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第5条関係】

改正後	改正前
○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等) 第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2、第6条、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の126.25</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>100分の71.25</u>)」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の106.25</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>100分の51.25</u>)」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。 3 給与条例第5条の2、第6条、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。	○川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 平成16年12月22日条例第57号 (給与条例の適用除外等) 第8条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第9条、第10条第2項、第11条、第13条の2及び第16条の4の規定は、特定任期付職員には、適用しない。 2 特定任期付職員に対する給与条例第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条の2第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>100分の72.5</u>)」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の107.5</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、<u>100分の52.5</u>)」とあるのは「<u>100分の90</u>」と、給与条例第16条の2第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された者」と、給与条例第19条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」とする。 3 給与条例第5条の2、第6条、<u>第6条の2</u>、第7条、第7条の3及び第16条の5の規定は、第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第6条関係】

改正後	改正前																																																				
○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>428,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>491,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>556,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>642,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>746,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>851,000</u></td></tr> </table> 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>358,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>395,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>424,000</u></td></tr> </table> 3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。 4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、	号給	給料月額		円	1	<u>428,000</u>	2	<u>491,000</u>	3	<u>556,000</u>	4	<u>642,000</u>	5	<u>746,000</u>	6	<u>851,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>358,000</u>	2	<u>395,000</u>	3	<u>424,000</u>	○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与に関する特例) 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>414,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>475,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>538,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>621,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>722,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>824,000</u></td></tr> </table> 2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額</th></tr> <tr> <td></td><td>円</td></tr> <tr> <td>1</td><td><u>346,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>382,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>410,000</u></td></tr> </table> 3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者の知識経験等の度、その者が従事する研究業務の困難及び重要な度等に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は別表に定めるとおりとする。 4 任命権者は、第1号任期付研究員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、	号給	給料月額		円	1	<u>414,000</u>	2	<u>475,000</u>	3	<u>538,000</u>	4	<u>621,000</u>	5	<u>722,000</u>	6	<u>824,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>346,000</u>	2	<u>382,000</u>	3	<u>410,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>428,000</u>																																																				
2	<u>491,000</u>																																																				
3	<u>556,000</u>																																																				
4	<u>642,000</u>																																																				
5	<u>746,000</u>																																																				
6	<u>851,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>358,000</u>																																																				
2	<u>395,000</u>																																																				
3	<u>424,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>414,000</u>																																																				
2	<u>475,000</u>																																																				
3	<u>538,000</u>																																																				
4	<u>621,000</u>																																																				
5	<u>722,000</u>																																																				
6	<u>824,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>346,000</u>																																																				
2	<u>382,000</u>																																																				
3	<u>410,000</u>																																																				

改正後	改正前
人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる 6 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 5 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第 4 条第 2 号に規定する額未満の額に限る。）又は同号に規定する額に相当する額とすることができる。	人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる 6 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 5 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）第 4 条第 2 号に規定する額未満の額に限る。）又は同号に規定する額に相当する額とすることができる。
5 任命権者は、第 1 号任期付研究員又は第 2 号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。	5 任命権者は、第 1 号任期付研究員又は第 2 号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を任期付研究員業績手当として支給することができる。
6 第 3 項の規定による号給の決定、第 4 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行われなければならない。 （給与条例の適用除外等）	6 第 3 項の規定による号給の決定、第 4 項の規定による給料月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、予算の範囲内で行われなければならない。 （給与条例の適用除外等）
第 6 条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第 3 条から第 4 条の 2 まで、第 5 条の 2 から第 6 条の 2 まで、第 7 条、第13条の 2 及び第15条の規定は、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員には、適用しない。	第 6 条 川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第 3 条から第 4 条の 2 まで、第 5 条の 2 から第 6 条の 2 まで、第 7 条、第13条の 2 及び第15条の規定は、第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員には、適用しない。
2 前項に定めるもののほか、第 1 号任期付研究員については、給与条例第 9 条、第10条第 2 項及び第11条の規定は、適用しない。	2 前項に定めるもののほか、第 1 号任期付研究員については、給与条例第 9 条、第10条第 2 項及び第11条の規定は、適用しない。
3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 2 条、第13条の 3 第 1 項及び第 2 項、第14条第 2 項並びに第19条の 2 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第 13条の 3 第 1 項及び第 2 項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用さ	3 第 1 号任期付研究員及び第 2 号任期付研究員に対する給与条例第 2 条、第13条の 3 第 1 項及び第 2 項、第14条第 2 項並びに第19条の 2 の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）」とあるのは「、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第 13条の 3 第 1 項及び第 2 項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成24年川崎市条例第36号）第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用さ

改正後	改正前
れた職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の72.5</u>）」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。	れた職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の125</u>（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の70</u>）」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第7条関係】

改正後	改正前
○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等) 第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2、第6条、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の126.25</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の71.25</u>)」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。	○川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例 平成24年10月10日条例第36号 (給与条例の適用除外等) 第6条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)第3条から第4条の2まで、第5条の2から第6条の2まで、第7条、第13条の2及び第15条の規定は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員には、適用しない。 2 前項に定めるもののほか、第1号任期付研究員については、給与条例第9条、第10条第2項及び第11条の規定は、適用しない。 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条、第13条の3第1項及び第2項、第14条第2項並びに第19条の2の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。)及び任期付研究員業績手当」と、給与条例第13条の3第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員又は川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条第2項中「<u>100分の127.5</u>(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、<u>100分の72.5</u>)」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と、給与条例第19条の2中「勤勉手当」とあるのは「任期付研究員業績手当」と、「この条例」とあるのは「この条例及び川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例」とする。

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表【第8条関係】

改正後	改正前
○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当) 第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当) 第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表【第9条関係】

改正後	改正前
○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当) 第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号 (期末手当) 第6条 特別職員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において特別職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第10条関係】

改正後	改正前
○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当) 第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成3年7月15日条例第13号 (期末手当) 第6条 監査委員には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 1 1 条関係】

改正後	改正前
○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成 3 年 7 月 15 日 条例第 13 号 (期末手当) 第 6 条 監査委員には、6 月及び 12 月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額に、<u>100 分の 175</u> を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例 平成 3 年 7 月 15 日 条例第 13 号 (期末手当) 第 6 条 監査委員には、6 月及び 12 月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において監査委員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に 100 分の 20 を乗じて得た額及び給料月額に 100 分の 25 を乗じて得た額を加算した額に、<u>100 分の 177.5</u> を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第12条関係】

改正後	改正前
○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (通勤手当及びこれに相当する報酬) 第7条 会計年度任用職員(第3項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当(パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(給与条例第7条の2第1項第2号又は第3号に掲げる職員に相当する者のうち、支給単位期間(同条第6項に規定する支給単位期間をいう。)当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者に限る。)に支給する通勤手当の額は、1箇月につき<u>150,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 前項の場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及び通勤手当の返納については、給与条例の適用を受ける職員の例による。 3 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。)のうち人事委員会規則で定める者には、1箇月につき<u>150,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。この場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (義務教育等教員特別手当) 第18条 フルタイム会計年度任用職員(川崎市立学校(川崎市立看護大学を除く。)の職員で人事委員会規則で定めるものに限る。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。この場合において、義務教育等教員特別手当の額は、月額<u>8,600円</u>を超えない	○川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例 令和元年6月28日条例第1号 (通勤手当及びこれに相当する報酬) 第7条 会計年度任用職員(第3項に定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、通勤手当(パートタイム会計年度任用職員(技能業務職員を除く。)にあっては、これに相当する報酬をいう。以下この条において同じ。)を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員(給与条例第7条の2第1項第2号又は第3号に掲げる職員に相当する者のうち、支給単位期間(同条第6項に規定する支給単位期間をいう。)当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める者に限る。)に支給する通勤手当の額は、1箇月につき<u>55,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とする。 2 前項の場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定及び通勤手当の返納については、給与条例の適用を受ける職員の例による。 3 パートタイム会計年度任用職員(日額又は時間額で給料又は基本報酬を定める者に限る。)のうち人事委員会規則で定める者には、1箇月につき<u>55,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を通勤手当として支給する。この場合において、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。 (義務教育等教員特別手当) 第18条 フルタイム会計年度任用職員(川崎市立学校(川崎市立看護大学を除く。)の職員で人事委員会規則で定めるものに限る。)には、給与条例の適用を受ける職員の例により、義務教育等教員特別手当を支給する。この場合において、義務教育等教員特別手当の額は、月額<u>8,000円</u>を超えない

改正後	改正前
範囲内において任命権者が定める額とする。 2 第16条の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される会計年度任用職員に対する義務教育等教員特別手当の額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。	範囲内において任命権者が定める額とする。 2 第16条の規定による定時制教育手当又は前条の規定による産業教育手当が支給される会計年度任用職員に対する義務教育等教員特別手当の額については、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 1 3 条関係】

改正後	改正前
○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (災害応急作業等派遣手当) 第14条 災害応急作業等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事した職員（規則で定める職員に限る。）に支給する。 2 災害応急作業等派遣手当の額は、従事した日1日につき<u>2,160円</u>を超えない範囲内において規則で定める。 (教員特殊業務手当) 第15条 教員特殊業務手当は、川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。 (1) 市立学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務 (2) 修学旅行、林間学校等において生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）を引率して行う指導の業務 (3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務 (4) 市立学校の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務 (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において規則で定める。	○川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例 平成19年12月19日条例第53号 (災害応急作業等派遣手当) 第14条 災害応急作業等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害が発生した国内の本市の区域以外の地域に派遣され、災害応急対策又は災害復旧のための作業等の業務に従事した職員（規則で定める職員に限る。）に支給する。 2 災害応急作業等派遣手当の額は、従事した日1日につき<u>1,820円</u>を超えない範囲内において規則で定める。 (教員特殊業務手当) 第15条 教員特殊業務手当は、川崎市立学校（川崎市立看護大学を除く。以下「市立学校」という。）の主幹教諭、教諭、養護教諭等で次に掲げる業務に従事したもの（規則で定めるものに限る。）に支給する。 (1) 市立学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務 (2) 修学旅行、林間学校等において生徒、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）を引率して行う指導の業務 (3) 対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導の業務 (4) 市立学校の管理下において行われる部活動等における生徒等に対する指導の業務 (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>7,500円</u>を超えない範囲内において規則で定める。

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 1 4 条関係】

改正後	改正前
○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当) 第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当) 第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 15 条関係】

改正後	改正前
○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当) 第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成21年12月24日条例第66号 (期末手当) 第6条 上下水道事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において上下水道事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第16条関係】

改正後	改正前
○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当) 第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当) 第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第17条関係】

改正後	改正前
○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当) 第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 平成16年12月22日条例第59号 (期末手当) 第6条 病院事業管理者には、6月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において病院事業管理者が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前2項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 18 条関係】

改正後	改正前
○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年 3 月23日 条例第30号 (期末手当) 第 6 条 教育長には、6 月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年 3 月23日 条例第30号 (期末手当) 第 6 条 教育長には、6 月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第 19 条関係】

改正後	改正前
○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年 3 月23日 条例第30号 (期末手当) 第 6 条 教育長には、6 月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。	○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年 3 月23日 条例第30号 (期末手当) 第 6 条 教育長には、6 月及び12月に期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、それぞれの支給の月において教育長が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3 前 2 項に定めるもののほか、期末手当の支給については、一般職の例による。

川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表【第20条関係】

改正後	改正前
○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号 (教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 市立学校の教育職員(校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。))を除く。第6条において同じ。))には、その者の給料月額の下10分の10に相当する額の教職調整額を支給する。 2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)(第6条の2、第14条、第15条及び第19条の規定に限る。) (2) 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号) (3) 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例(昭和42年川崎市条例第36号) (4) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号) (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号) (6) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号) 附 則 (施行期日)	○川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 昭和46年12月24日条例第59号 (教育職員の教職調整額の支給等) 第3条 市立学校の教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。第6条において同じ。))には、その者の給料月額の下100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。(教職調整額を給料とみなして適用する条例等) 第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。 (1) 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。)(第6条の3、第14条、第15条及び第19条の規定に限る。) (2) 川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号) (3) 川崎市職員の公務災害補償等の付加給付に関する条例(昭和42年川崎市条例第36号) (4) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年川崎市条例第46号) (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年川崎市条例第1号) (6) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号) 附 則 (施行期日)

改正後	改正前										
1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。 (教職調整額の算定の特例) 2 給与条例附則第33項の規定を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。 3 給与条例附則第33項の規定を受ける教育職員であつて、給与条例附則第35項（給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。））、第37項又は第38項の規定による給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の規定にかかわらず、給与条例附則第33項の規定により算定された額と給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給される額との合計額とする。 (教職調整額に関する経過措置) 4 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和8年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の5</td></tr> <tr> <td>令和9年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の6</td></tr> <tr> <td>令和10年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の7</td></tr> <tr> <td>令和11年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の8</td></tr> <tr> <td>令和12年1月1日から同年12月31日まで</td><td>100分の9</td></tr> </table>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9	1 この条例は、昭和47年1月1日から施行する。 (教職調整額の算定の特例) 2 給与条例附則第33項の規定を受ける教育職員の教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、同項の規定により算定された額とする。 3 給与条例附則第33項の規定を受ける教育職員であつて、給与条例附則第35項（給与条例附則第36項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。））、第37項又は第38項の規定による給料を支給されるものの教職調整額の算定の基礎となる給料月額は、前項の規定にかかわらず、給与条例附則第33項の規定により算定された額と給与条例附則第35項、第37項又は第38項の規定により支給される額との合計額とする。
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										